

国 有 財 産 の 概 要

第 1 国 有 財 産 の 制 度

1. 国 有 財 産 と は

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、ここにいう国有財産とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）、すなわち第1表に示すものをいう。

第 1 表 国 有 財 産 の 範 囲

(1) 国有財産法第2条に規定する国有財産

国 有 財 産	物	不 動 産	(1) 土地
			(2) 土地の定着物（建物、立木竹等）
	動 産	(1) 船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機	
		(2) 不動産及び(1)に掲げる動産の従物（昇降機、冷暖房装置等）	
	財	用 益 物 権	(1) 地上権
			(2) 地役権
			(3) 鉱業権
(4) 以上のものに準ずる権利（採石権等）			
(5) 以上のものに準ずる権利（探石権等）			
知 的 財 産 権	(1) 特許権		
	(2) 著作権		
	(3) 商標権		
	(4) 実用新案権		
	(5) 以上のものに準ずる権利（意匠権等）		
産 権	有 価 証 券 等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）	(1) 株式	
		(2) 社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）	
		(3) 新株予約権	
		(4) 地方債	
		(5) 信託の受益権	
		(6) 以上のものに準ずるもの	
		(7) 出資による権利	

(5)信託の受益権には、国有財産法第28条の2の規定により行った不動産の信託の受益権が含まれる。

(2) 国有財産法附則第4条に規定する国有財産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国 有 財 産 の 分 類 及 び 種 類

国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産とに分類され、行政財産は、さらに用途によって4つの種類に分けられている（国有財産法第3条）。

(1) 行政財産

イ. 公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舍）

ロ. 公共用財産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

ハ. 皇室用財産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

ニ. 企業用財産

国において国の企業（国有林野事業）又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産

(2) 普通財産

普通財産とは、行政財産以外は一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり、その内容は様々な性格の財産から構成されている。

これらの財産は、行政財産に近い性格を有する財産とそれ以外の財産に大別できる。前者の例としては、イ. 国が政策目的を達成するために特別の法律の規定に基づいて行った現金出資又は現物出資により取得した出資による権利、ロ. アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地、飛行場、港湾施設等があり、通常の普通財産のように自由に処分することはできないものである。後者の財産は、その時々、社会的要請に即応して効率的、かつ、適正に管理又は処分を行うべき性質の財産である。

また、取得の経緯からみると、相続税法等の規定により租税物納として金銭に代えて国庫に納付され普通財産となったもの、又は行政財産が不用となって本来の行政目的に供されなくなった場合、すなわち用途廃止されて普通財産となったもの等がある。

3. 国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付け等の運用をすることであり、処分とは、売払い、交換、譲与、信託等をするをいう。これら管理処分の仕組みは、行政財産と普通財産とは異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが（国有財産法第5条）、これを直接処分したり、国有財産法に定める場合（例えば、地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合等）のほか、これに私権を設定することはできないことになっている（国有財産法第18条）。これに対し、普通財産は原則として財務大臣が管理処分し（国有財産法第6条）、これに私権を設定することも可能である。

行政財産が不用となった場合は、各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを財務大臣に引き継がなければならない（国有財産法第8条）。もっとも、交換や取わしの目的で用途廃止するもの等引継不適当の財産や登記特別会計等24の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理処分することができることとなっている。

財務大臣は、普通財産を管理処分するとともに、国有財産の管理処分の総括を行っている（国有財産法第7条）。国有財産の総括とは、国有財産の適正な方法による管理処分を行うため、国有財産の制度を整え、その管理処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理処分について、必要な調整をすることをいう（国有財産法第4条）。

この国有財産の総括に関する事務の具体的な内容としては、イ。国有財産に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めること（国有財産法第10条）ロ。所管換の協議を受けること（国有財産法第12条）ハ。取得、処分等の協議を受けること（国有財産法第14条）等がある。

なお、財務大臣の行う総括事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている（国有財産法第9条第1項及び第2項）。また、管理処分の事務の一部は、都道府県又は市町村が行うことができることとなっている（国有財産法第9条第3項及び第4項）。

(2) 国有財産台帳

イ。国有財産の管理処分を適正、かつ、効率的に行うためには、国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は、国有財産台帳を備えて、その所管する財産の現況を記録することとしている（国有財産法第32条）。

この国有財産台帳は、各会計別に、かつ、分類及び種類ごとに調製し、さらに、財産の区分（土地、立木竹、

建物、工作物等の区分をいう。）、種目（土地における敷地、宅地、原野等の区別、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう。）、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要な事項を記載することになっている。したがって、国有財産の取得、所管換、処分その他の事由によって、これに変動が生じた場合には、その増減を台帳に記載して整理を行っている。

国有財産は、原則としてすべて国有財産台帳に登録されるが、例外として登録しないこととなっているものがある（国有財産法第38条）。これは、(イ) 公共用財産のうち公園、広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したものの以外のも（すなわち、道路、河川、海浜地等）と、(ロ) 一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

なお、これらの財産については、それらの所管大臣がそれぞれの管理法規により、管理を行うための公共物の管理台帳を作成することとなっている。

また、このほか、実際上国有財産台帳に登録されていない国有財産（いわゆる脱落地）があるが、これらについては、実態を把握する都度、逐次台帳に登録することとしている。

ロ。国有財産台帳に新たに登録される価格は、原則として取得価格である。この台帳価格については、国の企業に属するもの、出資による権利（政府出資）等（注）を除き、その後の価格変動等に伴う修正を行うため、国有財産法施行令第23条の規定に基づき、5年ごとにその年の3月31日現在の現況において評価替（以下、「価格改定」という。）を行い、その評価額により改定している。

なお、直近の価格改定は18年3月31日に行われている。

(注) 1. 出資による権利、株式、社債、不動産の信託の受益権等については、平成19年3月31日以降価格改定を行うこととされ、これらの財産のうち出資による権利、上場株式等、財務大臣が指定するものについては、1年ごとに価格改定を行うこととされている（平成19年1月国有財産法施行令第23条改正）。

2. 価格改定の評価方法等

- ・土地...原則として、相続税路線価
- ・建物、工作物等...従前の台帳価格×物価変動率×減価償却率
- ・出資による権利...出資累計金額（19年3月31日から出資法人ごとの純資産額）

3. 国の企業に属する財産については、特別会計法令の定めるところにより、昭和51年4月1日に価格改定が行われている。

(3) 国有財産増減及び現在額報告書等、同総計算書等
各省各庁の長は、その所管する国有財産について、国有財

産台帳に記載された毎会計年度間における増減及び当該年度末における現在額を集計し、国有財産増減及び現在額報告書を作成することとなっている。また、その所管する国有財産のうち、国有財産法の規定により無償貸付等をした財産について国有財産無償貸付状況報告書を作成することとなっている。

各省各庁の長はこれらの報告書を、翌年度7月末までに財務大臣に送付し、財務大臣はこれらに基づき国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書を作成することとされている（国有財産法第33条及び第36条）。

財務大臣は、この両総計算書を内閣に送付し、内閣はこれらを会計検査院に送付して検査を受けたうえ、翌年度開会の国会の常会に報告することが常例となっている（国有財産法第34条及び第37条）。

平成15年度決算からは、国会からの「決算の早期化」の要請を受けて、両総計算書を国有財産法の規定よりも2ヶ月程度早く国会に報告することとされたところである。

- (注) 1. 本特集号の国有財産に関する現在額等の統計数字は、国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書に基づき作成したものである。
2. 国有財産関係統計の数字は、原則として単位未満を切り捨てて作成しているため、合計数字と符合しないことがある。
3. 統計の配列は、総括関係統計、行政財産関係統計、普通財産関係統計の順とし、巻末に参考資料を掲載した。
4. 本特集号の記載は、主として平成17年度末の計数等によっているため、各省各庁の名称についても、基本的に同年度末の名称を用いている。

第2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

国有財産の平成17年度末における現在額は、85兆2,014億円となっており、そのうち行政財産は32兆6,205億円（38.3%）、普通財産は52兆5,809億円（61.7%）である。

(注) 国有財産の総額には、公共用財産のうち、道路、河川、海浜地等は含まれていない。

2. 区分別現在額（統計1, 2, 8, 20, 26参照）

平成17年度末現在の国有財産を区分別にみると第2表のとおりであり、政府出資等が総額の54.0%を、土地が22.8%を占め、次いで立木竹、工作物、建物の順となっている。

(1) 土地

土地の総額は87,717km²、19兆3,826億円であり、この数量は、我が国土面積377,914km²の約23.2%に相当する。

行政財産の土地は86,648km²、13兆8,662億円であって、その

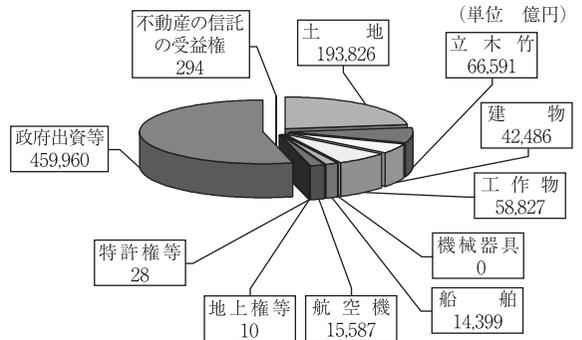
面積の主なものは、国有林野事業特別会計の企業用財産85,367km²、3,094億円であり、大部分は国有林である（第3表参照）。

第2表 平成17年度末国有財産区分別現在額
(平成18年3月31日現在) (単位 億円)

区 分	数量単位	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	87,717,521	193,826
立 木 竹			66,591
建 物	延べ千平方メートル	58,989	42,486
工 作 物			58,827
機 械 器 具			0
船 舶	隻	2,302	14,399
航 空 機	機	1,864	15,587
地 上 権 等	千平方メートル	2,970	10
特 許 権 等	千件	1,102	28
政 府 出 資 等			459,960
不動産の信託の受益権	件	10	294
合 計			852,014

(注) 公園・広場以外の、道路・河川・海浜地等の公共用財産は含まれていない。

第2表 参 考



第3表 行政財産（土地）の現況
(平成18年3月31日現在) (単位 千m², 億円, %)

区 分	数 量	割合	価 格	割合
公 用 財 産	1,169,915	1.4	126,202	91.0
うち 内閣府所管	989,467	1.1	57,965	41.8
うち 財務省所管	12,430	0.0	15,967	11.5
公 共 用 財 産	85,863	0.1	4,974	3.6
皇 室 用 財 産	24,658	0.0	4,391	3.2
企業用財産（国有林野）	85,367,774	98.5	3,094	2.2
合 計	86,648,213	100.0	138,662	100.0

第4表 普通財産（土地）の現況
（平成18年3月31日現在）（単位 千㎡、億円、%）

区 分	数 量	割合	価格	割合
一般会計所属財産	970,481	90.8	51,970	94.2
在日米軍への提供地等	72,408	6.8	25,348	45.9
地方公共団体等への貸付地	96,205	9.0	20,461	37.1
時 価 貸 付	19,186	1.8	4,944	9.0
無 償 貸 付	73,324	6.9	13,880	25.1
減 額 貸 付	3,694	0.3	1,636	3.0
未 利 用 国 有 地	9,684	0.9	4,034	7.3
その他（山林原野等）	792,182	74.1	2,125	3.9
特別会計所属財産	98,827	9.2	3,193	5.8
合 計	1,069,308	100.0	55,164	100.0

（注）「在日米軍への提供地等」には専用施設以外の厚木海軍飛行場を含む。

なお、公用財産は1,169km²、12兆6,202億円であって、その主なものは、内閣府所管（主として防衛庁）の989km²、5兆7,965億円及び財務省所管の12km²、1兆5,967億円である。

また、普通財産の土地は1,069km²、5兆5,164億円（主として財務省所管）であり、その現況は第4表のとおりである。

この普通財産の内訳は、米軍基地へ提供等を行っているもの（2兆5,348億円）、公園等として地方公共団体へ貸付しているもの（2兆461億円）が大半を占めている。

(2) 立木竹

立木竹の総額は6兆6,591億円であって、その大部分は、国有林野事業特別会計の企業用財産6兆6,075億円である。

(3) 建物

建物の総額は延べ面積（以下「延べ」という。）58km²、4兆2,486億円であって、そのうち、行政財産の建物は延べ50km²、3兆7,551億円であって、その主なものは、庁舎等である。

また、普通財産の建物は延べ8km²、4,935億円であって、その主なものは、財務省所管の延べ5km²、2,696億円である。

(4) 工作物

工作物の総額は5兆8,827億円であって、そのうち、行政財産は5兆3,518億円であって、その主なものは、内閣府所管（主として防衛庁）の公用財産1兆759億円及び国土交通省所管の公用財産8,500億円であり、他に国有林野事業特別会計の企業用財産1兆6,650億円等がある。

また、普通財産の工作物は5,308億円であって、その主なものは、財務省所管の3,070億円である。

(5) 機械器具

機械器具の総額は0.5億円であって、すべて財務省所管一般会計の普通財産である。これらは、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であって、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産とされている。

(6) 船 舶

船舶の総額は2,302隻、1兆4,399億円であって、そのうち、行政財産は2,257隻、1兆4,318億円であって、その主なものは、内閣府所管（主として防衛庁）の公用財産681隻、1兆3,014億円及び国土交通省所管（主として海上保安庁）の公用財産1,409隻、1,163億円である。

また、普通財産の船舶は45隻、80億円である。

(7) 航空機

航空機の総額は1,864機、1兆5,587億円であって、その主なものは、内閣府所管（主として防衛庁）の公用財産1,773機、1兆5,290億円及び国土交通省所管（主として海上保安庁）の公用財産87機、288億円である。

(8) 地上権等（統計9、10参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権）の総額は2km²、10億円であって、その主なものは、内閣府所管（主として防衛庁）の地役権である。

(9) 特許権等（統計9、10参照）

特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権）の総額は1,102千件、28億円であって、その主なものは、国土交通省所管の著作権及び内閣府所管（主として防衛庁）の特許権である。

(10) 政府出資等

政府出資等の総額は国有財産総額の54.0%に及ぶ45兆9,960億円であって、その大部分の45兆8,417億円は、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資等を行ったことにより取得した出資による権利、株券等である。これを会計別、出資法人の種類別にみると第5表のとおりである。

第5表 政府出資現在額
（平成18年3月31日現在）（単位 億円）

政府出資法人	法人数	政 府 出 資		
		一般会計	特別会計	合 計
公 社	1	12,688		12,688
金 融 機 関	10	95,254	26,789	122,043
事 業 団 等	6	746	41,639	42,386
独立行政法人	106	78,111	60,312	138,423
国立大学法人	87	58,717		58,717
大学共同利用機関法人	4	1,877		1,877
特 殊 会 社	14	3,291	14,281	17,573
国 際 機 関	12	43,319	21,381	64,701
清 算 法 人	4	6		6
合 計	244	294,012	164,404	458,417

（注）1. 公社…日本郵政公社。
2. 金融機関…沖縄振興開発金融公庫外5公庫、日本銀行外2銀行及び商工組合中央金庫。
3. 事業団等…総合研究開発機構外5事業団等。
4. 独立行政法人…国立公文書館外105法人。
5. 国立大学法人…北海道大学外86国立大学法人。
6. 大学共同利用機関法人…人間文化研究機構外3大学共同利用機関法人。
7. 特殊会社…特別の法律に基づき設立された株式会社で日本たばこ産業株式会社外13会社。
8. 国際機関…国際通貨基金外11機関。
9. 清算法人…日本製鐵株式会社外1清算会社と南方開発金庫外1閉鎖機関。

この45兆8,417億円のうち、29兆4,012億円は一般会計、16兆4,404億円は特別会計からの出資である。

一般会計からの出資の主なものは、国際協力銀行（7兆656億円）、国際開発協会（3兆5,832億円）、中小企業金融公庫（1兆3,924億円）、日本郵政公社（1兆2,688億円）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（1兆317億円）への出資である。

また、特別会計からの出資の主なものは、厚生保険特別会計、国民年金特別会計及び船員保険特別会計から年金資金運用基金（4兆1,639億円）、道路整備特別会計から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（3兆3,870億円）、外国為替資金特別会計から国際通貨基金（2兆1,381億円）、産業投資特別会計から日本政策投資銀行（1兆2,722億円）、産業

投資特別会計から国際協力銀行（9,855億円）への出資である。

（法人別内訳及び法人の概要は統計13、14参照）。

(II) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の総額は、10件、294億円であり、すべて財務省所管の普通財産である。

3. 会計別・分類別・種類別現在額（統計3、8参照）

平成17年度末現在の国有財産を会計別、分類別、種類別にみると第6表のとおりである。

また、公用財産、公共用財産、皇室用財産、企業用財産及び普通財産について、それぞれの用途別の割合を図示すれば6頁のとおりである。

第6表 国有財産会計別・分類別・種類別現在額（平成18年3月31日現在）

（単位 億円、%）

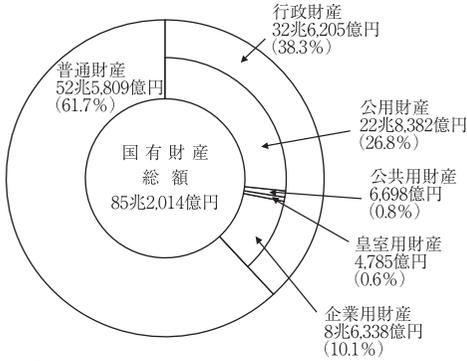
分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(一般会計)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行政財産	1,193,696	117,546	40,867	28,613	50,026	工作物	19,994	196,186	35.5
公用財産	1,083,173	108,180	40,277	27,808	48,712	工作物	18,801	184,701	33.4
公共用財産	85,863	4,974	390	616	1,107	工作物	999	6,698	1.2
皇室用財産	24,658	4,391	199	188	206	工作物	193	4,785	0.9
企業用財産									
普通財産	970,481	51,970	8,014	4,795	299,893	政府出資等	294,318	356,658	64.5
計	2,164,177	169,516	48,882	33,408	349,919			552,844	100.0
(特別会計)									
行政財産	85,454,516	21,116	9,671	8,937	99,965	立木竹	66,146	130,019	43.5
公用財産	86,741	18,021	9,037	8,419	17,239	工作物	16,873	43,680	14.6
公共用財産									
皇室用財産									
企業用財産	85,367,774	3,094	634	517	82,726	立木竹	66,075	86,338	28.9
普通財産	98,827	3,193	435	140	165,816	政府出資等	165,641	169,150	56.5
計	85,553,343	24,310	10,107	9,078	265,781			299,169	100.0
(合計)									
行政財産	86,648,213	138,662	50,539	37,551	149,991	立木竹	66,529	326,205	38.3
公用財産	1,169,915	126,202	49,315	36,228	65,952	工作物	35,675	228,382	26.8
公共用財産	85,863	4,974	390	616	1,107	工作物	999	6,698	0.8
皇室用財産	24,658	4,391	199	188	206	工作物	193	4,785	0.6
企業用財産	85,367,774	3,094	634	517	82,726	立木竹	66,075	86,338	10.1
普通財産	1,069,308	55,164	8,450	4,935	465,709	政府出資等	459,960	525,809	61.7
合計	87,717,521	193,826	58,989	42,486	615,701			852,014	100.0

(注) 1. 一般会計会計額と特別会計会計額の割合は、一般会計64.9%、特別会計35.1%である。

2. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

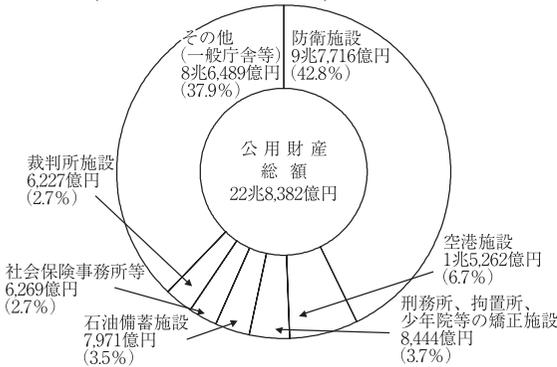
国有財産分類別・種類別現在額（平成18年3月31日現在）

1. 分類・種類別

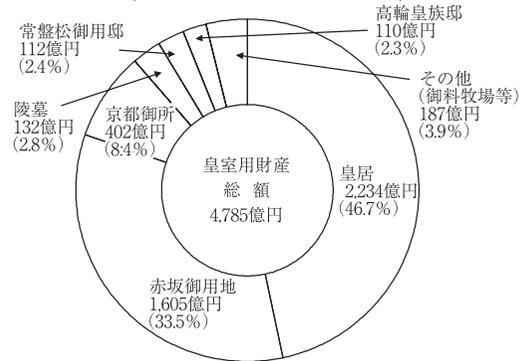


2. 行政財産

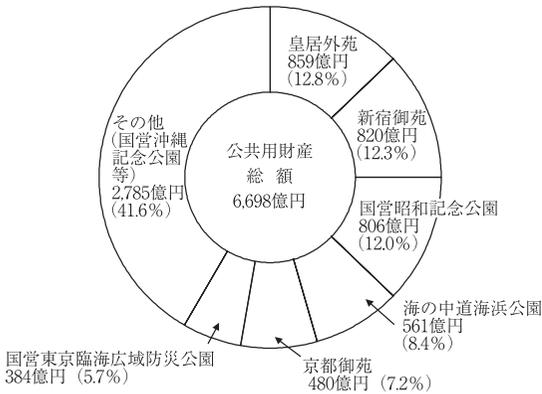
(1) 公用財産 (統計 2, 3, 8, 20参照)



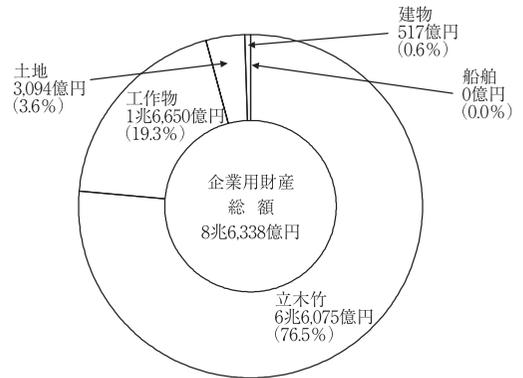
(3) 皇室用財産 (統計 2, 3, 8, 20, 22参照)



(2) 公共用財産 (統計 2, 3, 8, 20, 21参照)

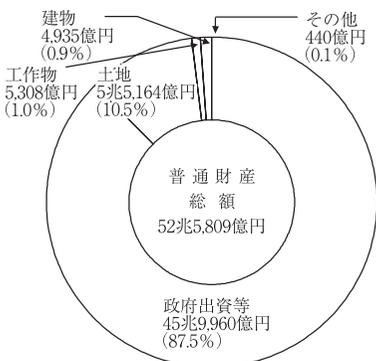


(4) 企業用財産 (統計 2, 3, 8, 20参照)

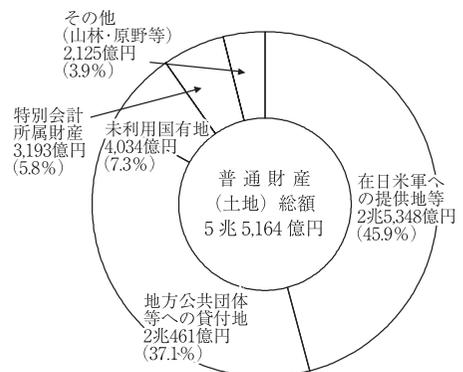


3. 普通財産

(1) 総額 (統計 2, 3, 8, 26参照)



(2) 普通財産 (土地) (統計 2, 3, 4, 8, 26参照)



第7表 国有財産分類別・区分別現在額
(平成18年3月31日現在)(単位 億円, %)

分類・区分	価格	割合(%)
行政財産	326,205	38.3
土地	138,662	16.3
立木	66,529	7.8
建物	37,551	4.4
工作物	53,518	6.3
船舶・航空機	29,905	3.5
その他	37	0.0
普通財産	525,809	61.7
土地	55,164	6.5
立木	62	0.0
建物	4,935	0.6
工作物	5,308	0.6
機械器具	0	0.0
船舶・航空機	81	0.0
政府出資等	459,960	54.0
その他	295	0.0
合計	852,014	100.0

(注) 上記は、国有財産増減及び現在額総計算書に基づき作成したものであり、道路、河川等は含まれていない。

なお、行政財産及び普通財産について、区分別に表示すると第7表のとおりである。

4. 所管別現在額 (統計5, 18, 20, 26参照)

平成17年度末現在の国有財産を所管別にみると第8表のとおりであって、総額の52.1%に当たる44兆3,717億円が財務省所管に係るものであり、その大部分は、普通財産41兆9,599億円(主として政府出資等35兆9,707億円)である。

次に、内閣府所管に係るものが総額の13.9%、11兆8,280億円あり、防衛庁、防衛施設庁、警察庁等の公用財産10兆9,280億円及び宮内庁の皇室用財産4,785億円等である。

以下、農林水産省所管(主として国有林野事業特別会計の企業用財産8兆6,338億円(うち立木竹6兆6,075億円)), 国土交通省所管(主として道路整備特別会計の普通財産3兆7,609億円), 厚生労働省所管(主として厚生保険特別会計の普通財産4兆1,132億円)等の順となっている。

第3 国有財産の増減額

1. 増減の総額 (統計15, 16参照)

国有財産の平成17年度中の総増加額は13兆7,524億円、総減少額は23兆7,707億円であり、差し引き10兆183億円の純減少となっている。なお、国有財産の純減少は、現行国有財産法の施行(昭和23年)以来初の純減少となった平成15年度

に続き3年連続である。

純減少となった主な要因としては、平成18年3月31日現在の現況において価格改定を行ったことが挙げられる。

2. 区分別増減額 (統計15参照)

平成17年度における国有財産の増減額を区分別にみると第9表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第10表のとおりであって、純減少額の主なものは、政府出資等8,981億円(主として「出資」)、土地4,607億円(主として「売払」)である。また、価格改定による増減額は第11表のとおりである。

3. 会計別増減額

平成17年度における国有財産の増減額を会計別にみると第12表のとおりであり、この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第13表のとおりである。

一般会計は9兆5,567億円の純減少となっているが、このうち価格改定による減は7兆3,969億円で、これを除くと2兆1,598億円の純減少となる。これは政府出資等2兆5,575億円の純減少、航空機1,943億円、工作物1,936億円の純増加等によるものである。また、特別会計は4,615億円の純減少となっているが、このうち価格改定による減は1兆6,811億円で、これを除くと1兆2,195億円の純増加となる。これは政府出資等1兆6,593億円の純増加、土地2,457億円、建物2,322億円の純減少等によるものである。

4. 分類別・種類別増減額

平成17年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第14表のとおりであり、この増減額から価格改定による増減額を差し引いた増減額は第15表のとおりである。

行政財産の純減少額は7兆4,970億円(その大部分は公用財産)であり、普通財産の純減少額は2兆5,213億円である。

5. 所管別増減額 (統計16参照)

平成17年度における国有財産の増減額を所管別にみると第16表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第17表のとおりであって、純減少額の主なものは、財務省所管の4兆5,055億円(主として「出資」)である。

6. 事由別増減額 (統計15, 16参照)

国有財産の増減を事由別は大別すると、国と国以外のものとの間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を「対外的異動」、後者を「対内的異動」とすると、購入、売払、出資等は対外的異動であり、所管換(各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう。)、所属替(同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことを

第8表 国有財産分類別・所管別現在額（平成18年3月31日現在）

（単位 億円，%）

分類・所管	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(行政財産)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
衆議院	387	5,276	445	552	334	工作物 329	6,163	1.9
参議院	151	2,197	161	156	165	工作物 164	2,519	0.8
最高裁判所	2,518	4,129	1,868	1,446	651	工作物 642	6,227	1.9
会計検査院	63	290	21	11	7	工作物 6	309	0.1
内閣府	328	224	63	113	131	工作物 129	469	0.1
内閣府	1,014,125	62,357	18,066	12,265	39,443	航空機 15,290	114,065	35.0
総務省	422	1,050	298	467	221	工作物 212	1,740	0.5
法務省	39,640	9,154	5,704	3,867	1,706	工作物 1,677	14,728	4.5
外務省	1,227	1,810	576	820	548	工作物 546	3,180	1.0
財務省	12,430	15,967	9,949	5,931	2,219	工作物 2,145	24,118	7.4
文部科学省	4,822	1,535	122	73	69	工作物 68	1,678	0.5
厚生労働省	13,602	7,030	5,600	5,515	2,928	工作物 2,902	15,474	4.7
農林水産省	85,371,600	4,975	1,765	1,372	83,273	立木竹 66,077	89,621	27.5
経済産業省	11,662	2,327	424	421	7,134	工作物 7,101	9,883	3.0
国土交通省	124,846	17,902	5,318	4,375	10,893	工作物 9,285	33,171	10.2
環境省	50,382	2,433	152	158	261	工作物 243	2,853	0.9
計	86,648,213	138,662	50,539	37,551	149,991		326,205	100.0
(普通財産)								
衆議院								
参議院								
最高裁判所								
会計検査院								
内閣府	51	11	2,948	2,048	2,153	工作物 2,058	4,214	0.8
内閣府	26	26	29	32	38	工作物 38	97	0.0
総務省	49	122	0	0	0	工作物 0	122	0.0
法務省	72	7	13	10	7	工作物 7	25	0.0
外務省	820,575	53,791	5,222	2,696	363,110	政府出資等 359,707	419,599	79.8
財務省	255	6	22	44	3	工作物 3	54	0.0
文部科学省	427	226	91	38	53,358	政府出資等 53,321	53,623	10.2
厚生労働省	244,631	102	97	52	408	政府出資等 369	563	0.1
農林水産省					2,291	政府出資等 2,291	2,291	0.5
経済産業省	3,220	868	23	11	44,337	政府出資等 44,270	45,217	8.6
国土交通省								
環境省	1,069,308	55,164	8,450	4,935	465,709		525,809	100.0
計								
(合計)								
衆議院	387	5,276	445	552	334	工作物 329	6,163	0.7
参議院	151	2,197	161	156	165	工作物 164	2,519	0.3
最高裁判所	2,518	4,129	1,868	1,446	651	工作物 642	6,227	0.7
会計検査院	63	290	21	11	7	工作物 6	309	0.0
内閣府	328	224	63	113	131	工作物 129	469	0.1
内閣府	1,014,176	62,368	21,014	14,313	41,597	航空機 15,290	118,280	13.9
総務省	448	1,077	328	499	260	工作物 250	1,838	0.2
法務省	39,690	9,276	5,705	3,868	1,706	工作物 1,677	14,851	1.8
外務省	1,299	1,817	590	831	555	工作物 553	3,205	0.4
財務省	833,005	69,759	15,172	8,628	365,329	政府出資等 359,707	443,717	52.1
文部科学省	5,077	1,541	145	117	73	工作物 72	1,732	0.2
厚生労働省	14,029	7,257	5,692	5,553	56,286	政府出資等 53,321	69,097	8.1
農林水産省	85,616,232	5,077	1,863	1,424	83,682	立木竹 66,078	90,184	10.6
経済産業省	11,662	2,327	424	421	9,426	工作物 7,101	12,175	1.4
国土交通省	128,066	18,770	5,341	4,387	55,231	政府出資等 44,270	78,389	9.2
環境省	50,382	2,433	152	158	261	工作物 243	2,853	0.3
計	87,717,521	193,826	58,989	42,486	615,701		852,014	100.0

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第9表 国有財産区分別増減額 (平成17年度)

(単位 億円, %)

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	57,628	24,149	17.6	61,856	68,884	29.0	4,228	44,735	
立木竹	樹木	千本	857	57	(0.0)	1,211	84	(0.0)	354	27
	立木	千立方メートル	12,710	521	(0.4)	3,669	214	(0.1)	9,041	307
	竹	千束	516	2	(0.0)	3	0	(0.0)	512	2
	計			582	0.4		299	0.1		282
建物	建面積	千平方メートル	2,342			3,213			871	
	延べ面積	千平方メートル	5,150	6,558	4.8	6,802	20,149	8.5	1,652	13,591
工作物	機械器具			8,955	6.5		24,797	10.4		15,841
							0	0.0		0
船	汽船	隻	78			93			15	
		千トン	11	164	(0.1)	15	917	(0.4)	4	752
	艦船	隻	29			30			1	
		千トン	20	1,502	(1.1)	25	7,444	(3.1)	5	5,942
船	雑船	隻	28	1	(0.0)	35	19	(0.0)	7	18
	計	隻	135	1,668	1.2	158	8,381	3.5	23	6,712
航空機	機	61	2,263	1.6	66	12,890	5.4	5	10,627	
地上権等	千平方メートル	0	0	0.0	1,930	2	0.0	1,930	2	
特許権等	件	10	1	0.0	0	25	0.0	9	24	
政府出資等			92,923	67.6		101,904	42.9		8,981	
不動産の信託の受益権	件	23	422	0.3	388	372	0.2	365	50	
合 計			137,524	100.0		237,707	100.0		100,183	

第10表 国有財産区分別増減額 (平成17年度)

(価格改定による増減額を除いたもの)

(単位 億円, %)

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	57,628	8,937	7.3	61,856	13,545	10.3	4,228	4,607	
立木竹	樹木	千本	857	56	(0.1)	1,211	75	(0.0)	354	19
	立木	千立方メートル	12,710	521	(0.4)	3,669	212	(0.2)	9,041	308
	竹	千束	516	2	(0.0)	3	0	(0.0)	512	2
	計			580	0.5		287	0.2		292
建物	建面積	千平方メートル	2,342			3,213			871	
	延べ面積	千平方メートル	5,150	6,546	5.4	6,802	7,812	6.0	1,652	1,266
工作物	機械器具			8,495	7.0		6,454	4.9		2,041
							0	0.0		0
船	汽船	隻	78		(0.2)	93		(0.1)	15	
		千トン	11	164		15	161		4	2
	艦船	隻	29		(1.2)	30		(0.3)	1	
		千トン	20	1,498		25	376		5	1,122
船	雑船	隻	28	0	(0.0)	35	0	(0.0)	7	0
	計	隻	135	1,664	1.4	158	538	0.4	23	1,125
航空機	機	61	2,263	1.8	66	320	0.2	5	1,943	
地上権等	千平方メートル	0	0	0.0	1,930	0	0.0	1,930	0	
特許権等	件	10	0	0.0	0	0	0.0	9	0	
政府出資等			92,923	76.3		101,904	77.7		8,981	
不動産の信託の受益権	件	23	422	0.3	388	372	0.3	365	50	
合 計			121,833	100.0		131,236	100.0		9,402	

第11表 国有財産区分別増減額（平成17年度）
（価格改定によるもの）

（単位 億円，％）

区 分	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
土 地	15,211	97.0	55,339	52.0	40,127
立木	1	(0.0)	9	(0.0)	7
竹	0	(0.0)	2	(0.0)	1
竹	0	(0.0)	0	(0.0)	0
計	1	0.0	11	0.0	9
建物	12	0.1	12,337	11.6	12,324
機械器具	459	2.9	18,342	17.2	17,883
船舶	0	(0.0)	0	0.0	0
船舶	0	(0.0)	755	(0.7)	755
船舶	3	(0.0)	7,068	(6.7)	7,064
船舶	0	(0.0)	18	(0.0)	18
計	4	0.0	7,842	7.4	7,838
航空機	0	0.0	12,570	11.8	12,570
地上権	0	0.0	2	0.0	2
特許権	0	0.0	25	0.0	24
合 計	15,691	100.0	106,471	100.0	90,780

第12表 国有財産会計別増減額（平成17年度）

（単位 億円，％）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一般会計	15,851	17,284	1,202	1,666	19,473	政府出資等	11,259	38,424
特別会計	41,776	6,864	3,948	4,892	87,342	政府出資等	81,664	99,099
合 計	57,628	24,149	5,150	6,558	106,816		137,524	100.0
(減少額)								
一般会計	18,314	52,991	931	10,403	70,597	政府出資等	36,834	133,992
特別会計	43,542	15,892	5,871	9,746	78,076	政府出資等	65,070	103,715
合 計	61,856	68,884	6,802	20,149	148,673		237,707	100.0
(差引額)								
一般会計	2,462	35,707	270	8,737	51,123	政府出資等	25,575	95,567
特別会計	1,766	9,028	1,922	4,853	9,265	政府出資等	16,593	4,615
合 計	4,228	44,735	1,652	13,591	41,857		100,183	

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第13表 国有財産会計別増減額（平成17年度）

（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一般会計	15,851	2,924	1,202	1,655	19,065	政府出資等	11,259	23,645
特別会計	41,776	6,012	3,948	4,891	87,284	政府出資等	81,664	98,188
合 計	57,628	8,937	5,150	6,546	106,349		121,833	100.0
(減少額)								
一般会計	18,314	5,075	931	598	39,569	政府出資等	36,834	45,243
特別会計	43,542	8,469	5,871	7,213	70,309	政府出資等	65,070	85,992
合 計	61,856	13,545	6,802	7,812	109,878		131,236	100.0
(差引額)								
一般会計	2,462	2,150	270	1,056	20,503	政府出資等	25,575	21,598
特別会計	1,766	2,457	1,922	2,322	16,975	政府出資等	16,593	12,195
合 計	4,228	4,607	1,652	1,266	3,528		9,402	

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第14表 国有財産分類別・種類別増減額（平成17年度）

(単位 億円, %)

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
行政財産	22,498	11,591	1,081	1,574	8,195	工作物 3,790	21,362	15.5
公用財産	5,263	11,311	1,018	1,475	7,377	工作物 3,493	20,164	14.7
公共用財産	90	91	28	62	102	工作物 98	256	0.2
皇室用財産	4	183	0	5	16	工作物 16	205	0.1
企業用財産	17,139	5	34	32	698	立木竹 516	735	0.5
普通財産	35,130	12,557	4,068	4,983	98,620	政府出資等 92,923	116,162	84.5
合 計	57,628	24,149	5,150	6,558	106,816		137,524	100.0
(減少額)								
行政財産	19,408	42,524	2,745	13,693	40,114	工作物 18,675	96,332	40.5
公用財産	9,391	41,768	2,649	13,374	39,224	工作物 18,007	94,368	39.7
公共用財産	16	617	3	202	580	工作物 578	1,400	0.6
皇室用財産	4	116	0	41	50	工作物 50	208	0.1
企業用財産	9,995	21	91	75	258	立木竹 218	354	0.1
普通財産	42,448	26,359	4,057	6,456	108,559	政府出資等 101,904	141,375	59.5
合 計	61,856	68,884	6,802	20,149	148,673		237,707	100.0
(差引額)								
行政財産	3,090	30,932	1,663	12,118	31,918	工作物 14,884	74,970	
公用財産	4,128	30,457	1,631	11,899	31,847	工作物 14,514	74,203	
公共用財産	74	526	25	139	478	工作物 479	1,143	
皇室用財産	0	66	0	36	33	工作物 33	3	
企業用財産	7,144	16	57	43	440	立木竹 298	380	
普通財産	7,318	13,802	10	1,472	9,938	政府出資等 8,981	25,213	
合 計	4,228	44,735	1,652	13,591	41,857		100,183	

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第15表 国有財産分類別・種類別増減額（平成17年度）

(価格改定による増減額を除いたもの)

(単位 億円, %)

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
行政財産	22,498	1,284	1,081	1,564	7,787	工作物 3,389	10,637	8.7
公用財産	5,263	1,225	1,018	1,465	6,982	工作物 3,104	9,673	7.9
公共用財産	90	52	28	62	99	工作物 96	215	0.2
皇室用財産	4	1	0	4	6	工作物 6	12	0.0
企業用財産	17,139	5	34	32	698	立木竹 516	735	0.6
普通財産	35,130	7,652	4,068	4,981	98,561	政府出資等 92,923	111,195	91.3
合 計	57,628	8,937	5,150	6,546	106,349		121,833	100.0
(減少額)								
行政財産	19,408	3,894	2,745	2,895	3,176	工作物 2,184	9,966	7.6
公用財産	9,391	3,869	2,649	2,816	2,905	工作物 2,132	9,592	7.3
公共用財産	16	0	3	3	12	工作物 11	15	0.0
皇室用財産	4	3	0	0	0	工作物 0	3	0.0
企業用財産	9,995	21	91	75	258	立木竹 218	354	0.3
普通財産	42,448	9,650	4,057	4,917	106,701	政府出資等 101,904	121,269	92.4
合 計	61,856	13,545	6,802	7,812	109,878		131,236	100.0
(差引額)								
行政財産	3,090	2,609	1,663	1,330	4,610	航空機 1,937	670	
公用財産	4,128	2,644	1,631	1,350	4,076	航空機 1,937	81	
公共用財産	74	52	25	58	87	工作物 85	199	
皇室用財産	0	1	0	4	6	工作物 6	9	
企業用財産	7,144	16	57	43	440	立木竹 298	380	
普通財産	7,318	1,997	10	63	8,139	政府出資等 8,981	10,073	
合 計	4,228	4,607	1,652	1,266	3,528		9,402	

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第16表 国有財産所管別増減額(平成17年度)

(単位 億円, %)

所管別	土地		建物		その他		計		
	数量	価格	数量	価格	価格	うち	価格	割合	
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	7	156		2	12	工作物	12	170	0.1
参議院		5	0	1	10	工作物	10	16	0.0
最高裁判所	31	93	20	49	54	工作物	54	198	0.2
会計検査院					0	工作物	0	0	0.0
内閣	1	22	1	6	6	工作物	6	35	0.0
内閣府	4,074	3,211	496	650	5,443	航空機	2,094	9,305	6.8
総務省	0	34	0	0	10	航空機	8	45	0.0
法務省	321	390	159	244	206	工作物	204	841	0.6
外務省	37	99	13	26	23	工作物	23	150	0.1
財務省	12,202	13,152	637	664	20,878	政府出資等	18,955	34,695	25.2
文部科学省	32	89	11	6	2	工作物	2	98	0.1
厚生労働省	12,085	5,440	3,549	4,528	37,608	政府出資等	34,471	47,577	34.6
農林水産省	26,778	198	104	103	782	立木竹	517	1,084	0.8
経済産業省	41	104	5	12	2,245	政府出資等	1,315	2,363	1.7
国土交通省	1,950	1,109	142	241	39,485	政府出資等	38,180	40,837	29.7
環境省	62	42	8	18	43	工作物	43	104	0.1
合計	57,628	24,149	5,150	6,558	106,816			137,524	100.0
(減少額)									
衆議院	2	297	0	147	204	工作物	204	649	0.3
参議院		116	0	35	78	工作物	78	230	0.1
最高裁判所	42	1,424	21	442	363	工作物	362	2,231	0.9
会計検査院		43		4	3	工作物	3	51	0.0
内閣		34		31	111	工作物	111	177	0.1
内閣府	1,195	22,847	329	4,394	26,480	航空機	12,500	53,723	22.6
総務省	16	238	11	154	227	工作物	227	620	0.3
法務省	891	2,531	80	1,100	790	工作物	787	4,421	1.9
外務省	48	43	12	54	52	工作物	52	151	0.1
財務省	16,654	23,070	563	3,089	66,432	政府出資等	63,513	92,592	38.9
文部科学省	80	515	1	48	29	工作物	29	593	0.2
厚生労働省	18,504	9,566	5,380	8,503	7,698	工作物	6,352	25,768	10.8
農林水産省	22,611	497	211	311	507	立木竹	218	1,317	0.6
経済産業省	0	1,796	1	103	1,080	工作物	986	2,980	1.3
国土交通省	1,792	5,714	184	1,660	44,472	政府出資等	37,031	51,848	21.8
環境省	16	143	2	65	139	工作物	138	348	0.1
合計	61,856	68,884	6,802	20,149	148,673			237,707	100.0
(差引額)									
衆議院	5	141	0	145	191	工作物	191	479	
参議院		111	0	34	68	工作物	68	213	
最高裁判所	11	1,331	0	393	308	工作物	308	2,033	
会計検査院		43		4	3	工作物	3	51	
内閣	1	12	1	24	104	工作物	104	141	
内閣府	2,879	19,636	166	3,744	21,037	航空機	10,405	44,417	
総務省	16	203	11	154	217	工作物	225	574	
法務省	569	2,140	78	855	584	工作物	582	3,580	
外務省	11	55	1	27	28	工作物	29	0	
財務省	4,452	9,918	74	2,425	45,553	政府出資等	44,557	57,897	
文部科学省	47	426	10	42	27	工作物	27	495	
厚生労働省	6,418	4,126	1,830	3,974	29,910	政府出資等	33,190	21,808	
農林水産省	4,167	299	107	208	274	立木竹	298	233	
経済産業省	40	1,691	4	90	1,164	政府出資等	1,237	617	
国土交通省	158	4,605	41	1,418	4,987	工作物	5,241	11,011	
環境省	45	101	5	46	95	工作物	95	243	
合計	4,228	44,735	1,652	13,591	41,857			100,183	

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第17表 国有財産所管別増減額(平成17年度)
(価格改定による増減額を除いたもの)

(単位 億円, %)

所管別	地		建		そ		の		他		計	
	数	価	数	価	価	う	ち	価	割	格	合	
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル									
衆議院	7	27		2	10	10	39	0.0				
参議院			0	1	8	8	9	0.0				
最高裁判所	31	38	20	49	46	45	133	0.1				
会計検査院					0	0	0	0.0				
内閣府	1	9	1	6	6	6	22	0.0				
総務省	4,074	352	496	642	5,164	2,094	6,159	5.1				
法務省	0	0	0	0	10	8	11	0.0				
外務省	321	62	159	244	197	196	503	0.4				
財務省	37	7	13	26	23	23	58	0.1				
文部科学省	12,202	2,449	637	662	20,817	18,955	23,929	19.6				
厚生労働省	32	69	11	5	2	2	77	0.1				
農林水産省	12,085	5,182	3,549	4,527	37,593	34,471	47,304	38.8				
経済産業省	26,778	64	104	103	771	517	939	0.8				
国土交通省	41	1	5	12	2,233	1,315	2,247	1.8				
環境省	1,950	670	142	241	39,419	38,180	40,331	33.1				
合計	62	2	8	18	43	43	64	0.1				
	57,628	8,937	5,150	6,546	106,349		121,833	100.0				
(減少額)												
衆議院	2	21	0	0	1	1	24	0.0				
参議院			0	0	1	1	1	0.0				
最高裁判所	42	56	21	8	8	7	72	0.1				
会計検査院					0	0	0	0.0				
内閣府					0	0	0	0.0				
総務省	1,195	427	329	202	1,771	1,166	2,401	1.8				
法務省	16	44	11	5	15	15	65	0.0				
外務省	891	75	80	30	23	22	129	0.1				
財務省	48	2	12	11	9	9	23	0.0				
文部科学省	16,654	4,543	563	346	64,094	63,513	68,984	52.6				
厚生労働省	80	3	1	2	1	1	7	0.0				
農林水産省	18,504	7,904	5,380	6,812	5,969	4,626	20,686	15.8				
経済産業省	22,611	105	211	163	324	218	593	0.4				
国土交通省	0	0	1	1	87	78	89	0.1				
環境省	1,792	358	184	223	37,560	37,031	38,141	29.1				
合計	16	0	2	4	9	8	13	0.0				
	61,856	13,545	6,802	7,812	109,878		131,236	100.0				
(差引額)												
衆議院	5	5	0	1	8	8	15					
参議院			0	0	6	6	7					
最高裁判所	11	17	0	41	37	37	61					
会計検査院					0	0	0					
内閣府	1	9	1	6	6	6	22					
総務省	2,879	75	166	440	3,392	1,868	3,758					
法務省	16	43	11	5	5	13	54					
外務省	569	13	78	213	174	173	374					
財務省	11	4	1	15	14	14	34					
文部科学省	4,452	2,094	74	315	43,276	44,557	45,055					
厚生労働省	47	65	10	3	0	0	70					
農林水産省	6,418	2,721	1,830	2,284	31,623	33,190	26,617					
経済産業省	4,167	41	107	60	446	298	345					
国土交通省	40	0	4	11	2,145	1,237	2,157					
環境省	158	312	41	17	1,859	1,148	2,189					
合計	45	1	5	14	34	34	51					
	4,228	4,607	1,652	1,266	3,528		9,402					

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

いう。)等は対内的異動である。

対外的異動には、増加については歳出を伴うもの(購入、新築、新設等)と歳出を伴わないもの(租税物納等)とがあり、減少については歳入を伴うもの(売却、出資金回収等)と歳入を伴わないもの(譲与、取こわし等)とがある。

対内的異動は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

イ. 調整上の増減

所管換、所属替、引継(各省各庁が行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぐことをいう。)、引受(財務省が用途を廃止された行政財産を各省各庁から引き受けることをいう。)、整理替(同一部局内において、用途変更を伴わないで財産を所属口座に異動(分割を含む。)することをいう。)等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

ロ. 整理上の増減

実測(土地、建物及び工作物に適用)、実査(立木竹に適用)、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

ハ. 価格改定上の増減

平成18年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

平成17年度における国有財産の増減額を異動の内容別に見ると第18表のとおりである。増加額では、対外的異動が76.1%、対内的異動が23.9%であり、減少額では、対外的異

動が48.0%、対内的異動が52.0%となっている。

(1) 増加額について

増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(1) 歳出を伴うもの

出資(現金出資) 3兆9,157億円

現金出資による政府出資等の増であり、その主なものは、一般会計では、国際協力銀行への1,744億円、中小企業金融公庫961億円、独立行政法人都市再生機構291億円、独立行政法人緑資源機構137億円、住宅金融公庫100億円であり、特別会計では、厚生保険特別会計から年金資金運用基金への3兆553億円、国民年金特別会計から年金資金運用基金への1,995億円、産業投資特別会計から日本政策投資銀行への568億円、道路整備特別会計から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への425億円である。

新設 3,048億円

工作物の新設であって、その主なものは、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の公用財産887億円、内閣府所管一般会計の普通財産(防衛施設庁)785億円、内閣府所管一般会計の公用財産(主として防衛庁)500億円、空港整備特別会計の公用財産347億円、法務省所管一般会計の公用財産150億円である。

新造 2,974億円

船舶1,175億円(16隻)及び航空機1,798億円(46機)の新造であって、船舶の主なものは、内閣府所管一般会計の

第18表 国有財産増減状況(平成17年度)

(単位 億円, %)

異動の内容	土地		建物		その他		合計		
	数量	価格	数量	価格	価格	うち	価格	割合	
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
対外的異動	6,735	2,239	972	1,466	100,914	政府出資等	92,897	104,620	76.1
歳出を伴うもの	3,902	619	947	1,457	47,107	政府出資等	39,157	49,183	35.8
歳出を伴わないもの	2,833	1,620	24	8	53,807	政府出資等	53,739	55,436	40.3
対内的異動	50,893	21,909	4,177	5,092	5,901	工作物	5,004	32,903	23.9
調整上の増加	28,380	6,480	4,143	5,038	5,221	工作物	4,465	16,739	12.2
整理上の増加	22,512	217	34	41	213	船舶	101	472	0.3
価格改定上の増加		15,211		12	466	工作物	459	15,691	11.4
合計	57,628	24,149	5,150	6,558	106,816			137,524	100.0
(減少額)									
対外的異動	24,108	6,885	2,640	2,676	104,433	政府出資等	101,888	113,996	48.0
歳入を伴うもの	13,165	3,707	273	190	5,447	政府出資等	5,262	9,344	4.0
歳入を伴わないもの	10,942	3,178	2,366	2,486	98,986	政府出資等	96,626	104,651	44.0
対内的異動	37,748	61,998	4,162	17,473	44,240	工作物	22,844	123,711	52.0
調整上の減少	33,250	6,473	4,143	5,040	5,228	工作物	4,472	16,742	7.0
整理上の減少	4,497	185	19	95	215	船舶	101	497	0.2
価格改定上の減少		55,339		12,337	38,795	工作物	18,342	106,471	44.8
合計	61,856	68,884	6,802	20,149	148,673			237,707	100.0
(差引額)	4,228	44,735	1,652	13,591	41,857			100,183	

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

公用財産（主として防衛庁）の1,172億円（14隻）であり、航空機は、すべて内閣府所管の公用財産（主として防衛庁）である。

□ 歳出を伴わないもの

出資（現物出資） 4兆9,379億円

現物出資による政府出資等の増であり、その主なものは、一般会計では、独立行政法人日本原子力研究開発機構への2,638億円、国際開発協会への925億円、国立大学法人富山大学への400億円、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への217億円、独立行政法人医薬基盤研究所への208億円であり、特別会計では、道路整備特別会計から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への3兆3,445億円、電源開発促進対策特別会計から独立行政法人日本原子力研究開発機構への5,282億円、厚生保険特別会計から独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構への1,585億円、国民年金特別会計から独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構への336億円である。

帰属 4,339億円

政府出資等4,316億円、工作物15億円等であって、その主なものは、政府出資等では、財務省所管一般会計の普通財産3,000億円、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の普通財産1,315億円であり、工作物では、内閣府所管一般会計の普通財産（防衛施設庁）13億円等である。

□. 対内的異動によるもの

価格改定 1兆5,691億円

土地1兆5,211億円、工作物459億円等である。

所属替 6,952億円

土地2,699億円（6,150千㎡）、建物2,273億円（延べ1,866千㎡）、工作物1,495億円等である。

行政財産より組替 6,883億円

土地2,832億円（10,735千㎡）、建物2,367億円（延べ1,924千㎡）、工作物1,595億円、船舶60億円、立木竹20億円等である。

引受 1,795億円

工作物1,209億円、土地338億円（1,589千㎡）、建物246億円（延べ183千㎡）等である。

所管換 567億円

土地392億円（2,110千㎡）、建物107億円（延べ119千㎡）、工作物66億円等である。

(2) 減少額について

減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(1) 歳入を伴うもの

売却 4,804億円

土地3,707億円（13,165千㎡）、政府出資等（株式等）725億円、建物190億円（延べ273千㎡）、船舶109億円、工作物69億円等であって、その主なものは、土地では、財務省所管一般会計の普通財産3,365億円（6,446千㎡）、特定国有財産整備特別会計の普通財産188億円（1,124千㎡）等であ

り、建物では、財務省所管一般会計の普通財産73億円（延べ99千㎡）、国有林野事業特別会計の普通財産50億円（延べ46千㎡）である。

出資金回収（現金） 4,536億円

特殊法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減で、その主なものは、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から石油公団への3,950億円、産業投資特別会計から石油公団への565億円である。

(2) 歳入を伴わないもの

出資 9兆3,438億円

政府出資等8兆6,902億円、土地2,618億円（6,282千㎡）、建物2,302億円等で、政府出資等の主なものは、道路整備特別会計の日本道路公団（2兆2,838億円）、財務省所管一般会計の日本原子力研究所（1兆9,439億円）、電源開発促進対策特別会計の核燃料サイクル開発機構（1兆4,690億円）であり、土地、建物等の主なものは、厚生保険特別会計の普通財産（5,322億円）、国民保険特別会計の普通財産（1,001億円）である。

出資金回収不能 6,510億円

特殊法人等へに出資金の回収が不可能となったことによる政府出資等の減で、その主なものは、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から石油公団への5,286億円、国民年金特別会計から年金資金運用基金への280億円である。

資本減少 1,872億円

法令の規定に基づく中小企業金融公庫等の減資によるもので、財務省所管一般会計の政府出資等であり、すべて普通財産である。

□. 対内的異動によるもの

価格改定 10兆6,471億円

土地5兆5,339億円、工作物1兆8,342億円、航空機1兆2,570億円、建物1兆2,337億円、船舶7,842億円等である。

また、所属替6,954億円、用途廃止6,883億円、引継1,795億円、所管換560億円があるが、これらはそれぞれ増加額に対応するものである。所管換、所属替の場合において、増加額と減少額とが一致しないのは、一般会計と特別会計又は特別会計間の異動は原則として有償として整理することとなっており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局では時価で評価した額をもって増の整理をするためである。

7. 国有財産の台帳価格改定

平成18年3月31日時点における価格改定の結果については、第19表のとおりである。

行政財産の増減額は、土地2兆8,322億円及び工作物1兆6,090億円の純減少等により、7兆5,640億円の純減少となっている。また、普通財産の増減額は、土地1兆1,804億円、工作物1,793億円の純減少等により、1兆5,139億円の純減少となっている。

第19表 国有財産台帳価格改定結果

(単位 億円)

区 分	行 政 財 産			普 通 財 産			合 計			
	改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	
土 地	163,590	135,267	28,322	66,956	55,152	11,804	230,547	190,419	40,127	
立 木	樹 木	317	310	7	43	42	0	360	352	7
	立 木	136	135	1	18	18	0	155	153	1
	竹	5	5	0	1	1	0	7	7	0
	計	459	451	8	63	62	1	523	513	9
建 物	47,126	36,338	10,788	6,460	4,923	1,536	53,587	41,262	12,324	
工 作 物	52,444	36,354	16,090	7,094	5,301	1,793	59,538	41,655	17,883	
機 械 器 具				0	0	0	0	0	0	
船 隻	汽 船	2,073	1,318	755	9	9	0	2,082	1,327	755
	艦 船	20,028	12,963	7,065	70	71	0	20,099	13,034	7,064
	雑 船	55	37	18	0	0	0	56	37	18
計	22,157	14,318	7,839	80	80	0	22,237	14,399	7,838	
航 空 機	28,152	15,587	12,565	5	0	5	28,158	15,587	12,570	
地 上 権 等	11	9	2	0	0	0	12	10	2	
特 許 権 等	52	28	24	1	0	0	53	28	24	
合 計	313,996	238,355	75,640	80,662	65,522	15,139	394,658	303,878	90,780	

(注) 本表には、価格改定対象外財産(「政府出資等」及び「国の企業に属するもの」等)は含まれていない。

第20表 最近5か年間の国有財産の推移

(単位 億円)

年 度	年度末現在額	前年度末に対する増減額
平成13	1,090,944	20,000
14	1,109,239	18,294
15	1,022,215	87,023
16	952,198	70,016
17	852,014	100,183

第20表 (参考) 国有財産(土地)の推移

(単位 億平方メートル)

年 度	行政財産	普通財産	計
昭和20年度末	1,485	221	1,706
25	1,463	276	1,740
30	863	69	933
35	869	62	931
40	879	38	917
45	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
60	884	11	896
平成 2	883	11	895
7	882	11	893
8	882	11	893
9	881	11	893
10	881	11	892
11	881	11	892
12	881	11	892
13	879	11	891
14	879	11	891
15	879	11	890
16	866	10	877
17	866	10	877

この結果、国有財産全体としては、9兆780億円の純減少となっている。

8. 国有財産の推移(統計1, 6, 7参照)

最近5か年間の国有財産の推移をみると第20表のとおりであり、各年度における増減額の主な事由についてみると、

平成13年度の増加額としては、購入(土地等)787億円、租税物納(土地等)3,087億円、新築(建物)4,575億円、新設(工作物)5,227億円、新造(船舶及び航空機)4,593億円、出資4兆7,079億円を、

平成14年度の増加額としては、購入(土地等)1,170億円、租税物納(土地等)2,655億円、新築(建物)3,164億円、新設(工作物)3,966億円、新造(船舶及び航空機)4,857億円、出資1兆770億円を、

平成15年度の減少額としては、出資(土地等)16兆797億円、所属替(土地等)6兆4,957億円、用途廃止(土地等)5兆5,881億円、引継(土地等)1兆8,281億円を、

平成16年度の減少額としては、出資(土地等)17兆3,851億円、所属替(土地等)5兆8,608億円、用途廃止(土地等)11兆3,754億円、引継(土地等)6兆7,012億円を、

平成17年度の減少額としては、価格改定(土地等)10兆6,471億円、出資(政府出資等)9兆3,438億円、所属替(土地等)6,954億円、用途廃止(土地等)6,883億円を挙げることができる。

なお、最近5か年間の政府出資等の年度末の現況は第21表のとおりである。

また、独立行政法人等への出資による土地、建物等の減少額及び政府出資等の増加額の推移は第22表のとおりである。

第21表 最近5か年間の政府出資、有価証券の推移

(単位 億円, %)

年 度	政府出資	有 価 証 券	合計(A)	国有財産総額(B)	割合(A/B)
平成13年度末	475,420	424	475,844	1,090,944	43.6
14	480,908	427	481,335	1,109,239	43.4
15	430,419	522	430,941	1,022,215	42.2
16	468,578	364	468,942	952,198	49.2
17	458,417	1,543	459,960	852,014	54.0

(注) 1. 「政府出資」とは、特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて、特定の法人に対し政府が出資等を行った額を示し、「有価証券」とは、租税物納等により取得した株式等であり、いずれも年度末現在の価格である。

2. 平成17年度の有価証券1,543億円のうち1,237億円は、石油公団の廃止に伴い、同公団が所有していた有価証券が国に帰属したものである。

第22表 独立行政法人化等に伴う土地、建物の減少等の推移

(単位 億円)

年 度	土 地 減 少 分		建 物 減 少 分		政府出資等増加分
	数 量 (千平方メートル)	価 格	数 量 (延べ千平方メートル)	価 格	価 格
平成13年度末	157,937	8,718	3,967	4,030	47,079
14	19	15	177	192	10,770
15	11,123	21,452	11,733	21,438	67,039
16	1,311,497	69,568	30,929	25,191	108,862
17	6,282	2,618	1,784	2,302	88,537

(注) 政府出資等の増加額は、各年度末において各法人の総資産から負債を差し引いた資本に相当する純資産額であり、必ずしも上記土地、建物の現物出資による減少額がそのまま政府出資額の増加となる訳ではない。

第4 国の庁舎等の概況

1. 国の庁舎等の概要（統計23参照）

(1) 国の庁舎等とは

国の庁舎等とは、庁舎、刑務所、飛行場及び自衛隊の施設など国の事務、事業又は企業の用に供されている財産であり、一義的には各省各庁が管理しているが、財務省が国全体の立場で、効率的な整備及び効率的な使用を推進している。

(注) 庁舎等には、国家公務員宿舎、森林原野、皇居、道路及び河川等は含まない。

(2) 庁舎等の効率的な整備の推進

財務省では、庁舎等の効率的な整備を推進するため、各省各庁が新たに庁舎等を整備するに当たって、国有財産の総括大臣の立場から、その必要性等を審査・調整し、毎年度の庁舎等の整備予算に反映させるよう努めている。

審査・調整に当たっては、国民利便の向上や国有財産の有効活用を図る観点から、合同庁舎化を積極的に推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択することとしている。

(3) 既存庁舎等の効率的な使用の推進

財務省では、既存庁舎等の効率的な使用を推進するため、実地監査などを通じて、各省各庁の使用実態を把握し、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」に基づき財政制度等審議会に付議のうえ、各省横断的な代替調整を行うため

の庁舎等使用調整計画を策定している。

なお、平成18年4月の国有財産法の改正では、庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生じている場合には、行政上の用途又は目的を妨げない限度で、当該余裕部分を民間に貸し付けることも可能とするなど、既存庁舎等の効率的な使用を推進するための制度整備が図られている。

2. 特定国有財産整備計画制度

(1) 特定国有財産整備計画とは

特定国有財産整備計画は、庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎を整備する場合に、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画である（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（庁舎法）第5条）。

(2) 18年度特定国有財産整備計画

特定国有財産整備計画の策定に当たっては、各府省庁から提出された庁舎等の整備に関する要求書について、取得の必要性、規模・立地条件の適否及び処分予定財産の適否等の審査を行うこととしている。平成18年度においては、位置、環境等からみて他の用途に転用することが適当な施設について、移転再配置事業5件を策定した。

(3) 制度の改正

災害対策基本法上、国の行政機関は指定行政機関及び指定地方行政機関として災害時の応急・復旧措置等に当たることとされるなど、官庁施設の多くが地域の地震防災活動の拠点

としての役割を担っている。

しかし、国の一般事務庁舎の約3分の1が耐震性能を満たしていない状況にあり、これらの耐震化は、緊急の課題となっている。平成17年9月の中央防災会議においても、強力に国の庁舎等公共建築物の耐震化の促進に取り組むとの方針が決定されている。

これを受けて、平成18年4月庁舎法を改正し、特定国有財産整備計画の対象として地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎を追加した。新たな枠組みにおいては、跡地に加えて使用調整や監査により不用となった財産について、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備の財源として活用できることとし、緊急の課題となっている庁舎の耐震化の整備を推進することとしている。

(4) 今後の課題

特定国有財産整備計画制度は、これまで、米軍への提供財産の統合・返還、筑波研究学園都市への研究機関の移転など、国の施策として緊急にその実施が必要とされ、かつ、多額の整備費を要する事業について有効に機能してきたが、今後の課題としては、以下のような大きなテーマが二つある。

庁舎の耐震化

上述の新たな枠組みを活用して現在緊急の課題となっている庁舎の耐震化を推進していく必要がある。

資産債務改革に対応した庁舎・宿舍の集約化

行革推進法に盛り込まれた資産債務改革の具体的方策として、平成18年7月に閣議決定された「骨太の方針」において、今後10年間の庁舎・宿舍等の売却収入の目安が盛り込まれており、その実現のためには、これらの計画的な集約化を進める必要がある。

第5 国家公務員宿舍の概況（統計24、25参照）

国家公務員宿舍は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的とした「国家公務員宿舍法」（昭和24年法律第117号）に基づき、設置されているものである。

国家公務員宿舍とは、職員及びその家族を居住させるために、国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿泊施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所、国会議員の議員宿舍、独立行政法人等の社宅等は含まれない。

国家公務員宿舍は、毎年度財務大臣が定める宿舍設置計画に基づいて設置される。その方法としては、建設、購入、交換、寄付又は転用（例えば、庁舎を用途変更によって国家公務員宿舍とすること等をいう。）により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借り受けることにより設置するものがある。

国家公務員宿舍の設置は、原則として財務大臣が行うこととなっているが、省庁別宿舍（同一の各省各庁に所属する職

員のみ賃貸する目的で設置される国家公務員宿舍をいう。以下、同じ。）で、事業を企業的に運営する特別会計がその負担において設置する場合、転用、交換又は寄付の方法により設置する場合及び特別の事情がある場合として財務大臣が指定する場合には、当該各省各庁の長が行うこととなっている。

また、国家公務員宿舍の維持及び管理は、合同宿舍（省庁別宿舍以外の国家公務員宿舍をいう。）については財務大臣が、省庁別宿舍については当該国家公務員宿舍の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

平成17年度において国の予算により設置した国家公務員宿舍戸数は約3千5百戸であり、また平成18年9月1日現在における国家公務員宿舍の総戸数は約23万戸となっている。

国家公務員宿舍の建替えにおいては、民間の創意工夫を活用するためにPFIによる宿舍整備に取り組んでおり、平成14年度より10事業を実施しているところである。さらに、平成19年度においても東京都3事業、岩手県1事業、京都府1事業の計5事業を実施予定である。

第6 財務省所管一般会計所属普通財産の現状

1. 現在額（統計27、28、29参照）

平成17年度末現在の財務省所管一般会計所属の普通財産（国有財産法第6条に規定する財務大臣の所管に係るもの、以下第6において同じ。）は、第23表のとおり35兆2,074億円となっており、国有財産総額85兆2,014億円の41.3%を占めている。

普通財産は、既に述べたように行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に供されない財産であり、その管理及び処分は、国有財産法等に定めがあるほか、民法、借地借家法等私法の適用を受けるものである。

また、普通財産は収益財産ともいわれ、最終的には金銭に換価して財政収入とするために処分することが適当な財産といえることができる。しかしながら、普通財産の中には、出資による権利や提供財産のように、国が直接、国の事務、事業の用に供しているものではないが、行政財産に近い性格を有する財産等、直ちに処分することができないものもある。

2. 平成17年度中の増減（統計28、31参照）

平成17年度中の総増加額は1兆9,650億円、総減少額は5兆9,518億円であって、差引3兆9,868億円の減少となるが、政府出資等に係る増減を除くと増加額8,391億円、減少額2兆2,684億円であって差引増減額は1兆4,293億円の減少となる。

これを土地、建物、政府出資等の区分別にみると第23表のとおりである。

第23表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額及び現在額（平成18年3月31日現在）

(単位 億円, %)

区 分	数量 単位	増 加 額				減 少 額				現 在 額				
		数 量	価 格			数 量	価 格			数 量	価 格			
			金 額	割 合			金 額	割 合			金 額	割 合		
土 地	千平方メートル	11,026	6,485	33.0	77.3	15,171	20,029	33.7	88.3	816,854	51,739	14.7	89.6	
		14	0	0.0	0.0	136	1	0.0	0.0	526	19	0.0	0.0	
立 木	千立方メートル	23	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	564	16	0.0	0.0	
竹	千束									10	0	0.0	0.0	
			0	0.0	0.0		1	0.0	0.0		36	0.0	0.1	
建 物	延べ千平方メートル	110				110				2,978				
		200	254	1.3	3.0	191	1,030	1.6	4.5	4,994	2,656	0.8	4.5	
工 作 物	千		1,248	6.4	14.9		1,270	2.0	5.6		3,041	0.9	5.3	
							0	0.0	0.0		0	0.0	0.0	
機 械 器 具	千													
船	千隻													
船 雑 計	千隻		0	0.0	0.0	1	0	0.0	0.0	5	0	0.0	0.0	
			0	0.0	0.0		0	0.0	0.0	5	0	0.0	0.0	
地 上 権 等	千平方メートル		0	0.0	0.0	1,930	0	0.0	0.0	2,458	0	0.0	0.0	
			11,259	57.2			36,834	62.0			294,318	83.5		
政 府 出 資 等	件		17	402	2.1	4.8	369	352	0.7	1.6	8	281	0.1	0.5
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権 合 計			19,650	100.0			59,518	100.0			352,074	100.0		
			8,391		100.0		22,684		100.0		57,755		100.0	

また、価格改定の結果による増減を差し引いた増減額は第24表のとおりであり、平成17年度中の総増加額は1兆5,122億円、総減少額は4兆1,441億円であって、差引き2兆6,319億円の減少となるが、政府出資に係る増減額を除くと増加額3,863億円、減少額4,607億円であって、差引増減額は744億円の減少となる。

なお、価格改定による増減額は第25表のとおりである。

普通財産の増減についても、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」と国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば、対外的異動によって普通財産が増加する場合としては、相続税法等の規定により金銭に代えて財産が物納されたとき、相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき、特殊法人に対する出資により出資による権利又は出資証券を取得したとき等が、また、減少する場合としては、売払、譲与、現物出資（土地、建物、工作物等）が行われたとき等がそれぞれ挙げられる。一方、対内的異動によって増加する場合としては、各省各庁において行政財産として使用されていた財産が行政目的の用に供されなくなり、用途廃止されて普通財産となったものを財務省が引き受けたとき等が、また、減少する場合としては、各省各庁へ所管換したとき等がそれぞれ挙げられる。

平成17年度中の異動状況を整理すると第26表のとおりである。

3. 管理及び処分の状況

土地及び建物について、平成17年度中における処分等の実績及び年度末現在の管理状況を見ると、次のとおりである。

(1) 処分等の実績

平成17年度中の処分等の実績の概要は、第27表のとおりである。

イ. 売 払（統計34参照）

売払は10,636件、3,438億円（台帳価格：以下第6の3において同じ。）で、これを区分別にみると、土地6,446千㎡、3,365億円、建物99千㎡、73億円である。

次に、売払を相手方別にみると、公共団体459件、179億円、公益法人59件、66億円、公共団体及び公益法人以外の法人3,697件、2,338億円、その他6,421件、853億円となっている。

また、時価売払を契約方式別にみると、一般競争契約4,018件、2,632億円、随意契約6,597件、742億円（うち、価格公示売却2,813件、2,025億円）となっている。

なお、売払価格は原則として時価額によっているが、国有財産特別措置法の規定に基づき時価額からその一定割合を減額して公共団体等に売り払ったものがある。この減額売払したものを相手方の用途別に分類してみると、学校施設12件、5億円、住宅2件、45億円、社会福祉施設4件、4億円等となっている。

第26表 財務省所管一般会計所属普通財産異動状況 (平成17年度)

(単位 億円)

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他	価 格 計	割 合	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格			
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル				%	
対外的異動	2,658	1,488	16	5	11,286(11,232)	12,780	65.0	
歳出を伴うもの	7	3			3,360(3,357)	3,363	17.1	
歳出を伴わないもの	2,651	1,485	16	5	7,925(7,874)	9,416	47.9	
対内的異動	8,368	4,996	184	248	1,624(26)	6,870	35.0	
調整上の増加	3,310	421	183	246	1,567(4)	2,234	11.5	
整理上の増加	5,057	84	0	0	22(21)	106	0.5	
価格改定上の増加		4,490		2	35()	4,528	23.0	
合 計	11,026	6,485	200	254	12,911(11,259)	19,650	100.0	
異動の内容	土 地		建 物		そ の 他	価 格 計	割 合	差引価格
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格			
(減 少 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル				%	
対外的異動	9,823	3,805	183	153	36,932(36,818)	40,892	68.7	28,112
歳入を伴うもの	6,446	3,365	99	73	113(89)	3,552	6.0	188
歳入を伴わないもの	3,377	440	84	80	36,819(36,728)	37,340	62.7	27,923
対内的異動	5,348	16,223	8	876	1,525(15)	18,626	31.3	11,756
調整上の減少	2,862	163	7	0	357(4)	521	0.9	1,713
整理上の減少	2,485	15	0	0	12(11)	28	0.0	78
価格改定上の減少		16,045		875	1,156()	18,077	30.4	13,548
合 計	15,171	20,029	191	1,030	38,458(36,834)	59,518	100.0	39,868

(注) 「その他」欄の () 内は政府出資等を示し内書である。

第27表 財務省所管一般会計所属普通財産処分実績 (平成17年度)

(単位 億円)

区 分	土 地			建 物			合 計		
	件 数	数 量	台帳価格	件 数	数 量	台帳価格	件 数	台帳価格	割 合
		千平方メートル			延べ千平方メートル				%
売 払	10,615	6,446	3,365	21	99	73	10,636	3,438	92.3
時 価	10,596	6,419	3,302	19	96	72	10,615	3,374	90.6
減 額	19	26	63	2	3	0	21	63	1.7
交 換	9	32	14		4	2	9	16	0.5
譲 与	732	2,316	179				732	179	4.8
所 管	36	372	88	1	7	0	37	89	2.4
有 償	6	7	3		0	0	6	3	0.1
無 償	30	365	84	1	7	0	31	85	2.3
合 計	11,392	9,167	3,647	22	112	76	11,414	3,723	100.0

大口売払財産 (1件別1千㎡以上で、かつ、売買契約金額が3億円以上のもの) は、参考資料1のとおりである。

ロ. 交換 (統計35参照)

交換は9件、16億円である。

ハ. 譲与 (統計36参照)

譲与は732件、179億円である。

ニ. 所管換 (統計37参照)

所管換は37件、89億円で、その内容は無償所管換 (一般

会計相互間) が31件、85億円、有償所管換 (一般会計と特別会計相互間) が6件、3億円である。無償所管換を区分別にみると、土地365千㎡、84億円、建物延べ1千㎡、7億円であり、有償所管換は、土地7千㎡、3億円である。

(2) 管理の状況

平成17年度末現在における土地及び建物についての利用の状況は、次のとおりである。

イ. 米軍へ提供中の財産

第28表 物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額（平成17年度）

（単位 銘柄、千株〔株券〕、千口〔その他証券〕、億円）

区 分	平成17年度中増		平成17年度中減		平成17年度末現在額		
	数 量	台帳価格	数 量	台帳価格	銘柄数	数 量	台帳価格
株 券	2,260	48	5,427	95	89	9,584	267
うち公開株券	2,121	25	3,620	41	16	4,537	26
そ の 他 証 券	20	0	114,652	11	152	3,070,048	38
合 計	2,280	48	120,079	106	241	3,079,632	305

- (注) 1. 公開株券とは、上場及び気配相場のあるものである。
 2. その他証券とは、社債、受益証券、地方債等である。
 3. 本表には、所属替等の対内的異動を含む。

条約に基づき我が国に駐留する米軍に提供中の財産は、土地75件、69,800千㎡、2兆3,622億円、建物4件、延べ4,533千㎡、2,481億円である。

ロ. 他省庁に使用させている財産

各省各庁に対して、その事務、又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認めている財産は、土地57件、3,437千㎡、1,799億円、建物1件、延べ13千㎡、11億円である。

ハ. 地方公共団体等への貸付財産（統計30, 32, 33参照）

地方公共団体等に対する普通財産の貸付は、時価による貸付料での貸付（時価貸付）、法律の規定に基づく無償での貸付（無償貸付）及び同様に時価から減額した貸付料での貸付（減額貸付）に区分される。

貸付中の財産は、土地36,066件、96,205千㎡、2兆461億円、建物1,379件、延べ237千㎡、73億円であり、このうち、貸付財産（土地）の内訳をみると、次のとおりである。

- (イ) 時価貸付は、物納財産を物納以前から引き続き個人の住宅敷地等として使用している者に時価で貸し付けているもの等であり、30,817件、19,186千㎡、4,949億円である。
- (ロ) 無償貸付は、国有財産法その他の法律の規定に従い、国有財産中央審議会（現財政制度等審議会）の意見を踏まえた運用方針に沿って、地方公共団体等に公園等として無償で貸し付けているものであり、4,549件、73,324千㎡、1兆3,880億円である。主なものは、公園等2,767件、58,878千㎡、9,891億円、水道施設337件、3,303千㎡、538億円となっている。
- (ハ) 減額貸付は、国有財産特別措置法その他の法律の規定に従い、国有財産中央審議会（現財政制度等審議会）の意見を踏まえた運用方針に沿って、地方公共団体等に時価から一定の割合を減額した貸付料で貸し付けているものであり、700件、3,694千㎡、1,636億円である。

なお、貸付中の財産（土地）を相手方別にみると、公共団体5,344件、77,046千㎡、1兆3,753億円、公益法人278件、1,595千㎡、844億円、公共団体及び公益法人以外の法人

2,899件、10,027千㎡、2,788億円、その他27,545件、7,535千㎡、3,075億円となっている。

二. 未利用国有地

未利用国有地は、現に未利用となっている土地で、単独利用可能な宅地又は宅地見込地及び管理委託、一時貸付等暫定活用しているものであり、5,707件、9,684千㎡、4,034億円である。

(3) その他有価証券（物納等有価証券）の状況

政府出資等は政府出資及びその他有価証券からなるが、その他有価証券は相続税物納等により取得した有価証券である。

平成17年度中における物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額は第28表のとおりであり、平成17年度末現在額は305億円である。

4. 普通財産の推移（統計27参照）

普通財産の土地の面積の推移については、庁舎等の行政財産を用途廃止したことに伴い引き受けたもの、相続に伴って物納されたもの等の増加要因と、売り払いしたもの、各省各庁へ所管換したものの減少要因とがある。

近年の動向をみると、面積的には減少傾向にある。

5. 国有財産関係歳入（財務局分）の推移

（統計38, 39参照）

平成17年度の国有財産関係歳入の財務局分収納額は、3,381億円である。

この大宗を占めるのは国有財産売払収入3,001億円であり、次いで国有財産貸付収入356億円となっている。

なお、国有財産売払収入のうち、土地の売払収入は2,878億円となっている。

最近5か年間の国有財産売払収入の推移は第29表のとおりである。

また、各省各庁所管の普通財産の売払収入を加えた国有財産売払収入の推移は第30表のとおりである。

第29表 国有財産売払収入の推移 (財務局分)

(単位 億円)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
国有財産売払収入	2,037	3,108	3,783	3,813	3,001
土地売払代	1,945	2,977	3,670	3,640	2,878
うち価格公示売却	115	28	2		
うち一般競争入札	1,336	2,376	3,124	2,966	2,059
その他	494	575	544	674	818

- (注) 1. 「価格公示売却」とは、あらかじめ売却価格を公示し、購入希望者が複数いる場合には抽選によって購入者を決定する売却方式をいう。
 2. 「一般競争入札」とは、国があらかじめ定めた価格以上で、最も高い価格をつけた者を購入者とする売却方式をいう。
 3. 「その他」は、地方公共団体等に対する随意契約による売却方式である。
 4. 単位未満は四捨五入している。

第30表 国有財産売払収入の推移

(単位 億円)

年 度	一 般 会 計				特別会計	合 計
	土 地	証 券	その他			
10年度	1,689	1,552	126	12	10,512	12,201
11年度	2,385	2,124	238	23	18,120	20,506
12年度	1,984	1,722	235	27	10,966	12,950
13年度	2,048	1,954	87	7	3,850	5,898
14年度	3,121	2,988	126	7	1,974	5,095
15年度	3,793	3,678	111	4	2,398	6,191
16年度	3,833	3,653	167	13	8,700	12,533
17年度	3,038	2,896	115	26	6,199	9,236

(注) 単位未満は四捨五入している。

第7 国有財産に関する審議会

国有財産に関する審議会は、財務本省に財政制度等審議会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されている。

財政制度等審議会は、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により廃止された国有財産中央審議会の機能を引き継ぎ、平成13年1月6日に施行された財務省設置法（平成11年法律第95号）第6条に基づき設置された。さらに財政制度等審議会の下には、財政制度等審議会令（平成12年政令

275号）第6条に基づき、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項の調査審議等を所掌する国有財産分科会が設置されている（開催状況は第31表のとおり。）。また、専門的な事項について調査審議を行うため、不動産部会、株式部会及び国有財産制度部会が設置されている。

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖縄総合事務局長の諮問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調査審議し、これらの事項について財務局長等に意見を述べることができることとされており、平成17年度は16回開催されている（参考資料2参照）。

第31表 財政制度等審議会（国有財産分科会）の開催状況

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第1回総会	H13. 1.19	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第1回国有財産分科会	H13. 1.23	1. 分科会長の互選 2. 審議会議事規則の報告等 3. 部会の設置 4. 審議会から分科会への付託等の報告 5. 分科会から部会への付託等 6. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第1回株式部会	H13. 4.23	1. 日本電信電話株式会社株式のこれまでの処分の経緯及び処分をめぐる諸事情 2. 今後の部会の進め方 3. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第2回株式部会	H13. 5.23	1. 日本電信電話株式会社からのヒアリング 2. 日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第3回株式部会	H13. 5.30	日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第4回株式部会	H13. 6.15	今後の日本電信電話株式会社株式の処分に当たった部会意見整理
財政制度等審議会国有財産分科会第5回株式部会	H13. 6.27	今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について
財政制度等審議会第2回国有財産分科会	H13. 6.27	1. 今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について（答申） 2. 報告事項 国有財産行政の現状について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第2回総会	H13. 8.30	1. 分科会からの活動状況報告 2. フリーディスカッション
財政制度等審議会国有財産分科会第1回不動産部会	H13.10. 9	報告事項 (1) 国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について (2) PFI事業の取組状況について (3) 未利用国有地等の売却促進等に関する取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第6回株式部会	H14. 4.22	今後における日本たばこ産業株式会社株式の処分に当たっての主幹事証券会社の選定について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第2回不動産部会	H14. 5.30	報告事項 (1) 未利用国有地の売却促進に関する取組状況等について (2) PFI方式による公務員宿舍整備の取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回不動産部会	H14.10.15	1. 報告事項 (1) 行政財産等の使用状況実態調査等に係るフォローアップ結果について (2) 分譲型土地信託の入札結果の概要等について (3) 都心大口案件等について 2. 最低売払価格を示した入札について
財政制度等審議会第3回総会	H15. 1.16	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第3回国有財産分科会	H15. 2.19	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会の運営方針について 5. 報告事項 (1) 未利用国有地の売却について (2) 平成14年度における政府保有株式（JT及びNTT株式）の売却について (3) PFI方式による公務員宿舍の整備について 6. 大口返還財産の留保地に係る利用方針について
財政制度等審議会国有財産分科会第4回不動産部会	H15. 3. 3	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 留保地問題の経緯及び現状について (2) 関係地方公共団体に対するヒアリング結果等について
財政制度等審議会国有財産分科会第5回不動産部会	H15. 4.24	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) これまでの議論の整理 (2) 渉外知事会からの留保地の利用方針に関する要請
財政制度等審議会国有財産分科会第6回不動産部会	H15. 5.22	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 関係地方公共団体への意見照会結果について (2) 大口返還財産の留保地の取扱いに関する答申骨子について
財政制度等審議会国有財産分科会第7回不動産部会	H15. 6. 3	1. 米軍基地跡地（大口返還財産留保地）の処分に係る要望について 2. 「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」報告書（案）
財政制度等審議会国有財産分科会第8回不動産部会	H15. 6.24	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて
財政制度等審議会第4回国有財産分科会	H15. 6.24	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第7回株式部会	H16. 3.11	報告事項 (1) 平成15年度売却実績 NTT, JT 自己株式取得について (2) 今後の自己株式取得における対応について (3) 最近の株式市場の動向について
財政制度等審議会第5回国有財産分科会	H16. 6.17	報告事項 (1) 政府保有 NTT・JT 株式の処分について (2) 「大口返還財産の留保地」答申のフォローアップについて (3) 未利用国有地の売却促進の実施状況について (4) 国家公務員宿舍使用料の改定について (5) 国立大学法人等及び独立行政法人国立病院機構の設立に伴う国有財産の承継について
財政制度等審議会第4回総会	H17. 1.17	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第6回国有財産分科会	H17. 2.16	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について（諮問）」の説明 4. 国有財産制度部会の設置

区 分	開催年月日	議 題
		5. 各部会の構成, 部長の指名等 6. 分科会, 部会の運営方針 7. 報告事項 政府保有 NTT・JT 株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第1回国有財産制度部会	H17. 2.28	1. 今後のスケジュール 2. 国有財産制度の現状
財政制度等審議会国有財産分科会第2回国有財産制度部会	H17. 3.23	1. 行政財産の民間利用 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第3回国有財産制度部会	H17. 4. 7	未利用国有地等の売却促進
財政制度等審議会国有財産分科会第4回国有財産制度部会	H17. 5.10	庁舎の効率的な使用と整備
財政制度等審議会国有財産分科会第5回国有財産制度部会	H17. 5.31	1. 国有財産の監査及び情報提供等 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第6回国有財産制度部会	H17. 6.20	1. 国家公務員宿舍制度 2. 物納制度 3. 諸外国における地方公共団体への無償譲渡・無償貸付 4. 国有財産情報公開システムへのアクセス状況
財政制度等審議会国有財産分科会第7回国有財産制度部会	H17. 7.26	1. 未利用国有地等の売却促進 2. 国会議決の金額基準 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第8回国有財産制度部会	H17. 8. 3	行政財産の民間利用
財政制度等審議会国有財産分科会第9回国有財産制度部会	H17. 8.29	1. 庁舎等の効率的な使用と整備 2. 国有財産行政における効率性の視点の明確化 借受庁舎等に対する総轄権行使の見直し 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第10回国有財産制度部会	H17. 9.13	1. 情報提供の拡充 2. 政府出資の評価方法の見直し 3. 普通財産の管理処分に関する優遇措置の見直し 4. 国有財産貸付料等に係る口座振替制度の導入 5. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第11回国有財産制度部会	H17.10. 4	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について 効率性重視に向けた改革 中間報告書(素案) 2. 最近の国有財産行政に関する報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第12回国有財産制度部会	H17.10.25	今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について 効率性重視に向けた改革 中間報告書(案)
財政制度等審議会第7回国有財産分科会	H17.11. 8	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について 効率性重視に向けた改革 (中間答申) 2. 報告事項 政府保有 NTT・JT 株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第13回国有財産制度部会	H17.11.22	1. 国有財産の監査 2. コスト分析等定量的分析手法の導入 3. 行政財産の貸付等 4. 国家公務員宿舍行政 5. 最近の国有財産行政に関する報告
財政制度等審議会国有財産分科会第14回国有財産制度部会	H17.12.13	1. 国家公務員宿舍の効率的な使用と運用の改善 2. 民間のオフィスの使用実態 3. 保有と賃借のコスト比較 4. 最近の国有財産行政に関する報告 5. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について 効率性重視に向けた改革 報告書(案)
財政制度等審議会国有財産分科会第15回国有財産制度部会	H18. 1.18	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について 効率性重視に向けた改革 報告書(案) 3. 部会の調査審議事項の議決についての報告
財政制度等審議会第8回国有財産分科会	H18. 1.18	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について 効率性重視に向けた改革 (答申) 3. 部会に付託された調査審議事項の議決について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第5回総会	H18. 2. 7	1. 会長互選 2. 各分科会の当面の課題等について
財政制度等審議会第9回不動産部会	H18. 6.15	1. 庁舎等の使用調整について 2. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会第9回国有財産分科会	H18. 6.15	1. 国有財産法等の改正について 2. 国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議における検討結果について 3. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第8回株式部会	H18.11.24	1. 諮問内容について 2. アルコール事業の民営化について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式の処分について
財政制度等審議会国有財産分科会第10回不動産部会	H18.12.12	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第6回総会	H19. 1.16	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について

第8 国有財産の監査

1. 監査の概要

財務大臣は、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、各省各庁の長が所管する国有財産について実地監査をすることができる（国有財産法第10条ほか）。

これは、国有財産の管理及び処分に關する事務を統一し、その適正化や効率化を図る等のために財務大臣が行う国有財産に係る総括事務の一つであり、能動的な事務である。

2. 監査事務

財務省では毎年度定期的に、(1)各省各庁が所管する行政財産等、(2)用途指定財産、(3)漁港等に所在する公共用財産の監

査を実施しており、その監査内容等は次のとおりである。

(注) 実施件数等の推移については第32表を参照。

(1) 行政財産等

イ 各省各庁が所管している行政財産等について、国有財産の効率的な使用をさらに徹底し、処分を促進するため、平成10年度から12年度にかけて使用状況実態調査を実施し、庁舎等の敷地が所定の容積率等に照らして効率的に使用されているかどうかについて判定を行った。その結果、是正する必要があると認められた行政財産等（有効利用化財産）については、各省各庁において是正に向けた処理計画が策定され、処理促進に向けての取組みが行われており、毎年度、その進捗状況等について、監査においてフォローアップを実施し、その結果を取りまとめている。

なお、17年度中に処理された財産及び17年度末現在で

第32表 監査実施件数等の推移

(単位 件, %)

区 分		実施年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
行政財産等	計 画		13,756	12,959	14,196	12,247	13,094
	実 績		13,880	12,957	14,212	12,281	13,038
	実 施 率		100.9%	100.0%	100.1%	100.3%	99.6%
用途指定財産	計 画		893	774	267	312	302
	実 績		954	773	264	311	270
	実 施 率		106.8%	99.9%	98.9%	99.7%	89.4%
公共用財産	計 画		216	221	82	703	50
	実 績		215	221	81	697	340
	実 施 率		99.5%	100.0%	98.8%	99.1%	680.0%
合 計	計 画		14,865	13,954	14,545	13,262	13,446
	実 績		15,049	13,951	14,557	13,289	13,648
	実 施 率		101.2%	100.0%	100.1%	100.2%	101.5%

第33表 行政財産等の使用状況実態調査のフォローアップ結果（平成17年度の処理実績）

（単位 件、千㎡、億円）

区分	行政財産等の使用状況実態調査の結果に基づいて策定された有効利用化財産の処理計画			16年度末時点における要処理財産			17年度中に処理がなされた財産（注4）			17年度末時点における要処理財産		
	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格
国の利用(注2)	3,702	17,622	11,150	1,737	6,345	5,669	186	607	311	1,518	5,573	5,016
国以外利用(注3)	10,914	29,779	11,436	5,292	15,495	3,935	687	1,154	464	4,742	14,499	3,212
売払	8,867	27,358	11,203	4,761	14,877	3,846	552	886	325	4,308	13,965	3,161
借上解消	1,862	1,647		461	489		99	93		370	397	
出資							21	156	127			
その他	185	773	232	70	129	88	15	17	10	64	136	50
合計	14,616	47,401	22,587	7,029	21,841	9,604	873	1,761	775	6,260	20,072	8,228

- (注) 1. 行政財産等については、平成10年度から12年度にかけて使用状況実態調査を行い、その結果、より一層有効な活用を図ることが必要であると認められた財産、いわゆる「有効利用化財産」については処理計画が策定されたが、本表は、平成17年度における当該計画の処理実績を計上したものである。なお年度内に区分の変更（例えば、国の利用から国以外利用や売払いから交換に変更する場合）や財産の分割を行っていることから、必ずしも各欄の差引きは一致しない。
2. 「国の利用」とは、引き続き国が利用することが適当であると認められた財産である。
3. 「国以外利用」とは、国以外の者が利用することが適当と認められた財産で、「売払」は国以外への売払いを、「借上解消」は行政の用に借上中である民公有地の借上げの解消を、「出資」とは独立行政法人へ出資をすることが適当であると認められる財産である。なお、「その他」は、「交換」、「譲与」、「使用許可」である。
4. 「17年度中に処理がなされた財産」とは、処理計画に基づいて処理がなされたもの、行政財産の用途が廃止され財務省に引き継がれたもの等である。
5. 17年度末時点における要処理財産欄の「台帳価格」は国有財産台帳価格改定後の価格である。

処理を要する財産は、財務省のホームページ（アドレス：<http://www.mof.go.jp/jouhou/zaisan/zaisan.htm>）等で公表している。

(注) 有効利用化財産の処理の進捗状況等については第33表を参照。

□ また、平成18年1月の財政制度等審議会の答申において、上記イの土地の有効利用の観点に加え、既存庁舎等の使用効率等についても的確に把握し、その効率的な使用の推進に努めるべきことが示された。

こうした考え方から、平成18年4月から、庁舎の事務室等が組織の統廃合や定員削減により過大となっていないか、会議室の稼働率が利用時間、利用人員等から判断して著しく低い場合には他の会議室による代替が可能ではないかといった、使用効率面からの実態把握のための監査を実施している。

(2) 用途指定財産

一定の用途（例えば公園や学校等）に供する目的で譲渡又は貸付けを行った国有財産については、相手方の用途指定違反の未然防止と用途指定義務の履行確保を目的に監査を実施している。

(3) 漁港等に所在する公共用財産

漁港区域内、港湾隣接区域内、海岸保全区域内及び一般公共海岸に所在する公共用財産については、その実態を把握し、公共の機能を有している財産の管理並びに公共の機能を喪失している財産の管理及び処分の適正を期することを目的に監査を実施している。

第9 国有財産に関する情報提供

1. 国有財産に関する情報提供の現状

財政のストックを国民に明らかにするという観点から、国有地をはじめとする国有財産について、法令に基づく各種報告のみならず種々の出版物等を通じ、その情報提供に努めている。

現在、国有財産に関して提供している情報は第34表のとおりである。

(1) 法令に基づく報告

毎年度、国有財産法第34条及び第37条に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を会計検査院の検査を経たうえで国会に報告している。

また、財政法第28条に基づき、予算の参考書類として、国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書を国会に提出し、さらに同法第46条に基づき、国有財産の現在高について国民への報告を行っている。

(2) 国有財産に関する情報の閲覧

土地のうち、行政財産と一定規模以上の普通財産については、その区分ごとに所在地、台帳数量、台帳価格、用途等について国有財産現在額口座別調書を作成し、国立国会図書館及び財務局等に配置し、一般の閲覧の用に供している。

(3) 情報提供

イ. インターネット

(1) 財務省のホームページ

財務省のホームページ（アドレス：<http://www.m>

第34表 国有財産に関する情報提供の現状

(1) 公表・報告

区 分 (根拠法令)	公表の方法	情 報 内 容	公表等時期
国有財産増減及び現在額総計算書及び同説明書 (国有財産法第34条)	国会 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 11月
国有財産無償貸付状況総計算書及び同説明書 (国有財産法第37条)	国会 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 11月
国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調査 (財政法第28条)	国会 (提出)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 1 月
国有財産の現在高 (財政法第46条)	官報掲載 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 5 月

(2) 閲 覧

区 分	閲 覧 場 所	情 報 内 容	公表時期
国有財産現在額口座別調査 行政財産及び300㎡以上かつ百万円以上の普通 財産 (土地)	国立国会図書館 財務局等	口座番号, 口座名, 所在地, 台帳数量, 台 帳価格, 用途, 管理態様	不定期 (直近 は平成14年 3 月)

(3) 情報提供 (PR)

定期刊行物

区 分	情 報 内 容	発行時期
パンフレット「ご存知ですか? 国有財産」	国有財産の基礎知識, 国有財産の現状, 国有地の活用状況 について紹介, 解説	年 1 回 11月
財政金融統計月報「国有財産特集」	年度末国有財産現在額, 年度末国有財産増減状況, 行政財 産・普通財産分析統計, 政府出資法人一覧 等	年 1 回 4 月

財務省ホームページ

区 分	情 報 内 容	更新時期	
国有財産	ご存知ですか? 国有財産	国有財産の現状等について解説	年 1 回 11月
	よくある質問と回答	Q&A 方式で説明	随 時
	国有財産トピックス	国有財産の概要, 物納財産の売却, 行政機関の移転跡地の 処理 等	随 時
	財政制度等審議会国有財産分科会	答申・報告書等, 議事要旨, 議事録	随 時
	国有財産の有効活用に関する検 討・フォローアップ有識者会議等	新聞発表等, 議事録・資料	随 時
	国有特許権等一件別情報	一件別に名称等, 出願日・公表日等を掲載	年 1 回 1 月
国有財産の概要	財政金融統計月報「国有財産特集」の内容を掲載	年 1 回 5 月	

国有財産情報公開システム

区 分	情 報 内 容	更新時期
国有財産について	新着情報, ご存知ですか? 国有財産, よくある質問と回答, 国有財産トピックス, 国有財産の書棚 (国有財産関係通達 集, 国有財産の概要)	随 時
国会に報告している情報	国有財産増減及び現在額総計算書及び同説明書, 国有財産 無償貸付状況総計算書及び同説明書	年 1 回 11月
国有財産一件別情報	一件別に所在地, 台帳数量等と併せて地図情報を掲載	年 1 回 1 月
国有宅地の売却情報	一般競争入札物件等の所在地, 住居表示, 面積, 交通状況 等物件情報と併せて地図情報を掲載	随 時
電子入札物件情報	電子入札が可能な国有宅地の売却情報を提供 一般競争入札物件の所在地, 住居表示, 面積, 交通状況等 物件情報と併せて地図情報を掲載	随 時

その他

区 分	情 報 内 容	発行等頻度
不動産情報流通システム (レインズ) への登録 (売却実施財産のうち成約に至らなかった財産を対象)	所在地, 住居表示, 面積, 売払価格, 交通状況, 都 市計画, 図面 等	随 時
売払結果の公表 (各財務局のホームページにおいて売却後随時掲載)	一般競争入札等により売却した財産の所在地, 数 量, 契約年月日, 契約金額等について掲載	随 時

of.go.jp/) に国有財産の項目を設け、国有財産に関する最新情報や国有財産の現在額等の統計資料を掲載しているほか、各財務局等のホームページとリンクさせることにより、売払結果等の情報提供を行っている。

(D) 国有財産情報公開システム

国有財産情報公開システム（アドレス：<http://www.w.kokuyuzaisan.go.jp/>）においては、「国有財産について」（国有財産の解説や Q&A、国有財産に関する訓令・通達等を掲載）、「国会に報告している情報」（国有財産法に基づいて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等を掲載）、「国有財産一件別情報」、「国有宅地の売却情報」を公開している。

このうち、「国有財産一件別情報」では、国有財産について一件別にその所在地、台帳数量、台帳価格に加え、用途地域や容積率等法令上の制限、利用容積率等を掲載している。

また、「国有宅地の売却情報」においては、全国の財務局等で現在一般競争入札の手続きを行っている物件や、即購入可能な物件、あるいは今後売却を行うことを予定している物件について、それぞれその所在地、面積、法令上の制限、最寄りの交通機関等の情報を掲載している。

さらに、これらの情報については、いずれも地図情報に加え、市区町村等の項目による検索を可能としている。

ロ. 売却情報

(イ) 不動産情報流通システム（レインズ）への登録

売却実施財産のうち、成約に至らなかった物件については、不動産情報流通システムに登録し、不動産仲介業者を介した情報提供を行っている。

(ロ) 売払結果の公表

一般競争入札等で売却した財産について、契約年月日や法人・個人の別及び契約金額（相手方の同意を得た場合に限る）等を各財務局等のホームページで公表している。

2. 情報提供の充実

国有財産情報公開システムにおいて、「国有宅地の売却情報」等、インターネットを活用した情報提供を行っている。国民のニーズにより即応した情報をタイムリーに提供する等、一層利便性を向上させるとともに、今後も情報提供の拡充を図ることとしている。

第10 未利用国有地及び権利付財産の売却促進

1. 売却促進の必要性

現在の厳しい財政事情を踏まえ、未利用国有地等について

は、行政目的の遂行のために供することが見込まれるものを除き、速やかに売却する必要がある。特に、その大宗を占める相続税の物納により収納した未利用地については、金銭の代わりに納付されたものであり、可及的速やかに売却して換金する必要がある。

このため、財務省では種々の施策を導入するなど、積極的に売却促進に取り組んでいる。

2. 未利用国有地及び権利付財産の引受・保有・売却状況

(1) 物納不動産の引受状況

バブル経済崩壊以降、地価の下落や土地取引の停滞等を背景として、多くの不動産が物納申請されている。国税当局に物納申請された財産は、管理又は処分するのに適当なものが等の審査を経て、税務署長により許可されたものについては、財務省（財務局等）が引受け、普通財産として管理処分することとなる。

なお、平成元年度からの物納不動産（土地）の引受状況の推移は第35表のとおりであり、平成17年度末の物納不動産（土地）の規模別保有状況は第36表のとおりである。

(2) 未利用国有地の保有状況

未利用国有地については、平成10年度に総点検を行っており、その後毎年度、新たに未利用国有地となった財産も含めて増加や減少等の変動状況を把握し、処理を促進している。

平成17年度末現在の未利用国有地は、5,707件、台帳価格4,034億円である。

なお、総点検の結果は財務省のホームページ（アドレス：<http://www.mof.go.jp/jouhou/zaisan/zaisan.htm>）等で公表している。

（注）未利用国有地の推移については第37表を、総点検結果については第38表を、平成17年度末現在の保有状況については第39表を参照。

(3) 未利用国有地及び権利付財産の売却状況

平成17年度までの未利用国有地の売却実施状況は第40表のとおりである。平成17年度においては、約5,300件の一般競争入札等を実施し、このうち約3,900件が成約に至っている。

また、平成18年度においては、売却可能な国有地のほか、境界未確定地等の売却が直ちに困難な国有地についても入札に付すよう努め、約4,000件の一般競争入札を実施することとしている。

なお、借地人等権利者がいる権利付財産については、当該権利者に対して売却することとしており、その売却状況は第41表のとおりである。

(4) 売却可能財産の早期処分への取組

平成17年度末時点における売却可能な国有地については、地方公共団体等への処分予定分を除き、18年度にすべて入札に付すこととしている。

また、物納によって新たに発生する売却可能な国有地につ

財務局等所在地、電話番号及びホームページアドレス

財務本省、財務局等名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	ホームページアドレス
財務省	100 8940	東京都千代田区霞が関3 1 1	(03)3581 4111	http://www.mof.go.jp/
北海道財務局	060 8579	札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎	(011)709 2311	http://www.mof-hokkaido.go.jp/
東北財務局	980 8436	仙台市青葉区本町3 3 1 仙台合同庁舎	(022)263 1111	http://www.mof-tohoku.go.jp/
関東財務局	330 9716	さいたま市中央区新都心1 1 さいたま新都心合同庁舎1号館	(048)600 1111	http://www.mof-kantou.go.jp/
北陸財務局	921 8508	金沢市新神田4 3 10 金沢新神田合同庁舎	(076)292 7860	http://www.mof-hokuriku.go.jp/
東海財務局	460 8521	名古屋市中区三の丸3 3 1	(052)951 1772	http://www.mof-tokai.go.jp/
近畿財務局	540 8550	大阪市中央区大手前4 1 76 大阪合同庁舎第4号館	(06)6949 6350	http://www.mof-kinki.go.jp/
中国財務局	730 8520	広島市中区上八丁堀6 30 広島合同庁舎第4号館	(082)221 9221	http://www.mof-chugoku.go.jp/
四国財務局	760 8550	高松市中野町26 1	(087)831 2131	http://www.mof-sikoku.go.jp/
九州財務局	860 8585	熊本市二の丸1 2 熊本合同庁舎	(096)353 6351	http://www.mof-kyu.go.jp/
福岡財務支局	812 0013	福岡市博多区博多駅東2 11 1 福岡合同庁舎	(092)411 7281	http://www.mof-fukuoka.go.jp/
沖縄総合事務局財務部	900 8530	那覇市前島2 21 7 ふそうビル	(098)866 0062	http://ogb.go.jp/okizaimu/

財務局を設置していない都府県には財務事務所を設置している。

いては、地方公共団体等への処分予定分を除き、原則として物納引受後1年以内に入札に付している。

3. 多様な売却手法の導入

財務省では以下に述べる種々の施策を導入する等、積極的に売却促進に取り組んでいる。

(1) 不動産業者による仲介制度

平成7年度には、

価格公示売却を行ったが、応募者が無かった物件

加えて、平成10年度には、

一般競争入札を行ったが、不落（応札者があったものの、落札に至らなかった場合）であり、かつ再度入札を行っても不落であった物件

一般競争入札を行ったが、不調（応札者が無かった場合）であった物件

について、不動産情報流通システム（注）に登録することによって、宅地建物取引業者の仲介で売買を行う制度を導入した。

（注）不動産情報流通システム（Real Estate Information Network System, 通称レイنز）とは、不動産物件の情報をオンラインネットワークで結び、迅速に情報交換を行うことにより、不動産取

引をスムーズに進めることを目的とするシステム。

さらに、平成12年度には、一般競争入札を実施しても売買契約に至らなかった物件をある程度の期間を置いて再度の公告入札に付する際、宅地建物取引業者において応札者を探し、当該応札者が落札したときは、業者が国と落札者の契約を仲介できる媒介型入札制度を導入した。

(2) 期間入札（郵送による入札）の導入

平成11年度には、入札を行うにあたって一定の期間を設け、当該期間内に入札書を財務局等宛てに郵送することによって入札に参加する制度（期間入札）を導入した。

(3) インターネットの活用

平成10年度には、各財務局等において、順次、一般競争入札等の対象物件及び今後売却を予定している物件についての情報をホームページに掲載した。

平成13年度には、一般競争入札等対象物件について、財務局等が作成している物件調書（入札等の対象物件毎に、所在地、面積のほか、近隣の環境等のデータを集めた調書）に地図情報を加え、すべてインターネットで閲覧可能とした（国有財産情報公開システム 第9 国有財産に関する情報提供参照）。

また、平成18年度には、全ての未利用国有地の情報を財務

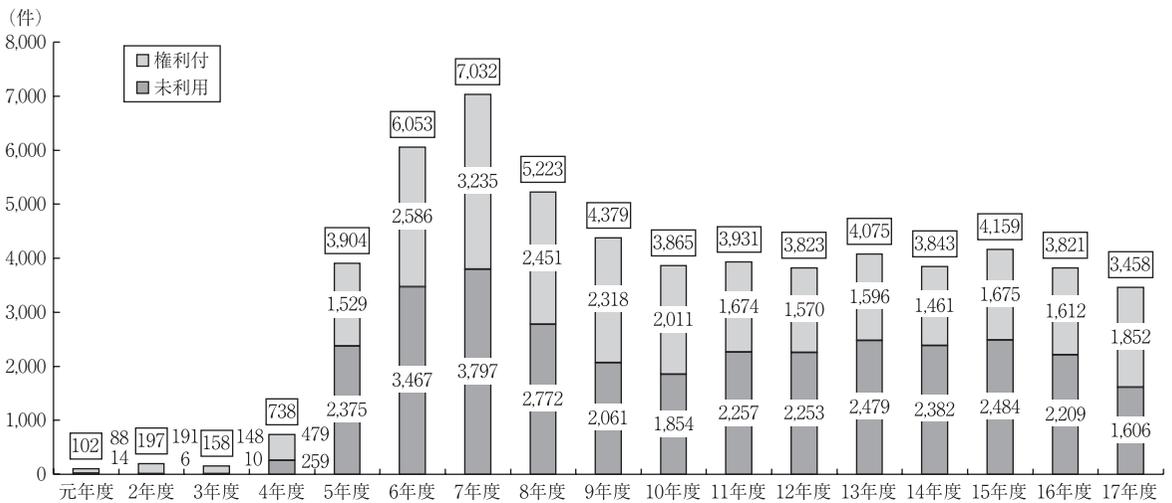
第35表 物納不動産（土地）の引受状況の推移

(単位 件, 千㎡, 億円)

年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
未 利 用	件 数	14	6	10	259	2,375	3,467	3,797	2,772	2,061	1,854	2,257	2,253	2,479	2,382	2,484	2,209	1,606
	数 量	34	22	28	230	1,547	2,399	4,276	2,231	1,857	1,827	2,966	3,877	2,564	2,355	2,446	2,196	2,197
	台帳価格	3	6	30	712	4,618	6,819	6,497	4,361	3,117	2,325	2,577	2,367	2,384	1,971	2,059	1,614	995
権 利 付	件 数	88	191	148	479	1,529	2,586	3,235	2,451	2,318	2,011	1,674	1,570	1,596	1,461	1,675	1,612	1,852
	数 量	19	31	20	87	334	602	1,356	563	496	442	384	382	371	306	346	315	350
	台帳価格	20	33	27	201	758	1,405	1,741	1,242	928	801	668	544	518	449	475	401	441

(注) 1. 権利付とは、借地契約・借家契約の対象となっているものである。
 2. 件数は、財務局における管理上の件数である。
 3. 計数は、単位未満四捨五入している。

第35表 参 考



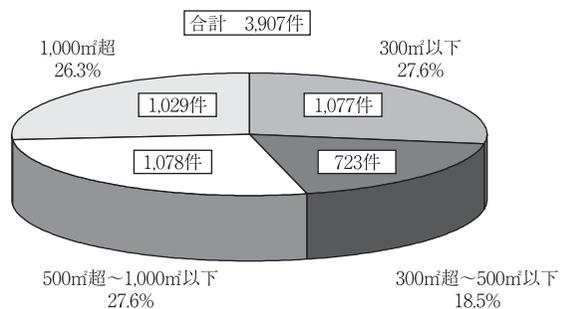
第36表 物納不動産（土地）の規模別保有状況
(平成17年度末現在)

(単位 件, %, 千㎡, 億円)

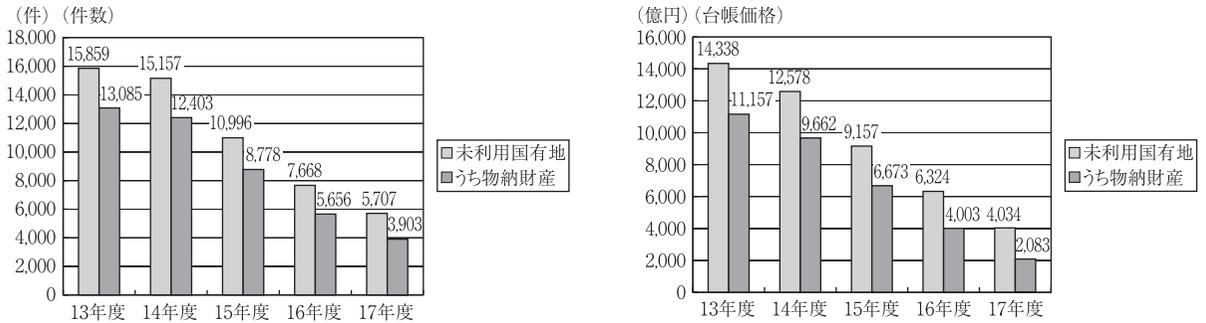
	面 積 区 分	件 数		数 量		台 帳 格 価	
		件 数	比 率	数 量	台 帳 格 価		
未 利 用	300㎡以下	1,077	27.6	205	162		
	300㎡超～500㎡以下	723	18.5	297	199		
	500㎡超～1,000㎡以下	1,078	27.6	799	522		
	1,000㎡超	1,029	26.3	2,643	1,200		
	合 計	3,907	100.0	3,945	2,083		

(注) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計とは必ずしも一致しない。

第36表 参 考



第37表 未利用国有地の推移



第38表 未利用国有地の総点検結果

(単位 件, 千m², 億円)

状況 区分	前年度末現在の保有財産			年度内に発生した財産と処分等した財産 (注1)						平成17年度末時点の保有財産		
				新たに未利用国有地とした財産			処分等した財産					
	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格(注5)
公用・公共用に利用する財産(注2)	511	3,657	1,587	91	165	168	189	252	212	350	3,147	1,192
個人等の民間に処分する財産(注3)	4,482	4,705	2,681	1,562	1,227	894	3,521	2,887	2,283	2,968	3,116	1,272
処分が直ちには困難な財産(注4)	2,675	3,343	2,055	231	242	132	260	244	214	2,389	3,419	1,569
合計	7,668	11,706	6,324	1,884	1,634	1,195	3,970	3,384	2,710	5,707	9,684	4,034
うち一般競争入札等で年度内に売却した財産							3,712	3,093	(売却額) 2,113			

- (注) 1. 平成10年度に実施した「未利用国有地(財務省所管一般会計)の総点検」の結果及びその後(11年度以降)新たに発生した財産も含めて処理区分を行っている。
 なお、その他区分の変更(例えば、公共用に利用から民間に処分へ)や財産の分割等を行っていることから必ずしも各欄の差引きは一致しない。
 2. 「公用・公共用に利用する財産」とは、国あるいは地方公共団体等が利用する財産である。
 3. 「個人等の民間に処分する財産」とは、今後、一般競争入札で売却する財産及び入札を実施したが成約に至らなかった財産である。
 4. 「処分が直ちには困難な財産」とは、一部境界が未確定、建築制限、区画整理中等の理由から直ちに処分が困難な財産である。
 5. 平成17年度末時点の保有財産欄の「台帳価格」は国有財産台帳価格改定後の価格である。

第39表 未利用国有地の保有件数等の内訳

(単位 件, 億円)

区分	国利用		売却対象											合計		物納構成比	
			地方公共団体等処分予定		入札未実施		売残		処分困難								
	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	
全体	129	652	5,578	3,381	221	539	1,510	836	1,458	436	2,389	1,569	5,707	4,034			
うち物納	17	23	3,886	2,059	86	136	1,181	604	1,068	322	1,551	995	3,903	2,083	68.4%	51.6%	
対合計比	2.3%	16.2%	97.7%	83.8%	3.9%	13.4%	26.5%	20.7%	25.5%	10.8%	41.9%	38.9%	100.0%	100.0%			

- (注1) 各計数は、平成17年度末現在である。
 (注2) 単位未満切捨てのため、内訳と合計は必ずしも一致しない。

第40表 未利用国有地の売却状況（一般会計）

(単位 件, 億円, %)

実施年度	一般競争入札			価格公示売却			合計			成約率	
	実施件数	契約件数	契約金額	実施件数	契約件数	契約金額	実施件数	契約件数	契約金額	うち入札分	
6	(76) 181	(38) 116	(48) 79	(179) 179	(130) 130	(72) 72	(255) 360	(168) 246	(120) 151	64.1	68.3
7	(407) 559	(291) 414	(551) 597	(1,563) 1,563	(1,228) 1,228	(634) 634	(1,970) 2,122	(1,519) 1,642	(1,185) 1,231	74.1	77.4
8	(514) 659	(428) 551	(960) 1,023	(1,882) 1,882	(1,533) 1,533	(738) 738	(2,396) 2,541	(1,961) 2,084	(1,699) 1,761	83.6	82.0
9	(537) 731	(396) 559	(854) 947	(1,783) 1,783	(1,362) 1,362	(597) 597	(2,320) 2,514	(1,758) 1,921	(1,451) 1,545	76.5	76.4
10	(668) 905	(331) 520	(464) 519	(1,583) 1,583	(1,003) 1,003	(374) 374	(2,251) 2,488	(1,334) 1,523	(838) 893	57.5	61.2
11	(1,391) 1,689	(765) 977	(1,076) 1,164	(1,182) 1,182	(860) 860	(262) 262	(2,573) 2,871	(1,625) 1,837	(1,338) 1,426	57.8	64.0
12	(1,372) 2,221	(803) 982	(950) 1,072	(864) 864	(607) 607	(175) 175	(2,236) 3,085	(1,410) 1,589	(1,125) 1,247	44.2	51.5
13	(1,807) 2,294	(1,408) 1,767	(1,261) 1,473	(654) 654	(430) 430	(117) 117	(2,461) 2,948	(1,838) 2,197	(1,379) 1,590	77.0	74.5
14	(3,696) 4,159	(2,879) 3,230	(2,272) 2,525	(110) 110	(66) 66	(13) 13	(3,806) 4,269	(2,945) 3,296	(2,285) 2,538	77.7	77.2
15	(5,779) 6,367	(4,736) 5,164	(2,792) 3,002	()	()	()	(5,779) 6,367	(4,736) 5,164	(2,792) 3,002	81.1	81.1
16	(6,089) 6,950	(4,829) 5,362	(2,575) 2,895	()	()	()	(6,089) 6,950	(4,829) 5,362	(2,575) 2,895	77.2	77.2
17	(4,391) 5,275	(3,379) 3,899	(1,770) 2,059	()	()	()	(4,391) 5,275	(3,379) 3,899	(1,770) 2,059	73.9	73.9

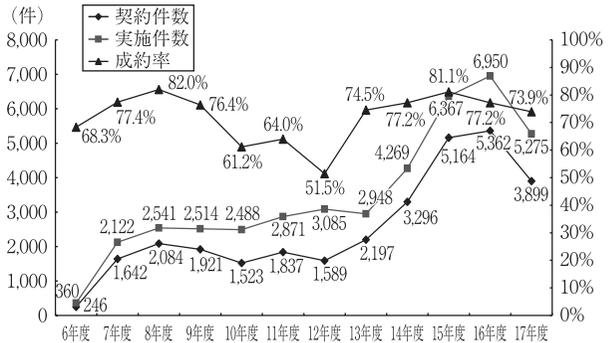
- (注) 1. 各年度に売却を実施したものの契約状況である。従って、翌年度に契約したのものも含まれる。
 2. 単位未満四捨五入のため、内訳と計とは必ずしも一致しない。
 3. 上段()内書は物納財産である。
 4. 17年度契約件数・契約金額は平成18年11月末現在の計数であり、入札等実施後時間をおいてからの契約による増加があるため、今後上昇することが予想される。

第41表 権利付財産の売却状況（土地）

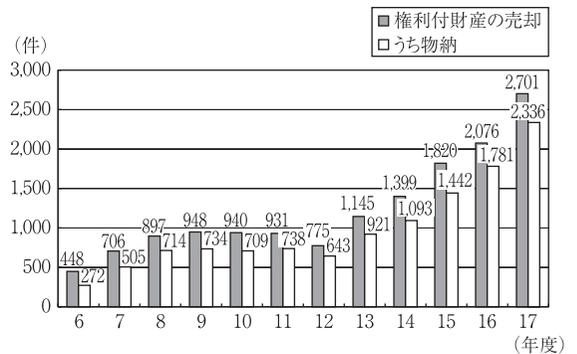
(単位 件, 億円)

年度	全 体		うち物納	
	件数	金額	件数	金額
6	448	128	272	77
7	706	179	505	137
8	897	212	714	190
9	948	202	734	180
10	940	198	709	162
11	931	308	738	190
12	775	225	643	171
13	1,145	227	921	165
14	1,399	190	1,093	164
15	1,820	273	1,442	244
16	2,076	309	1,781	239
17	2,701	410	2,336	349

第40表 参考



第41表 参考



第42表 分譲型土地信託の実施件数

(単位 件, ha)

実施財務局	契約年度	件数	面積
関東財務局	14年度	309	45
	15年度	280	41
	16年度	308	41
	17年度	153	12
近畿財務局	16年度	72	16
累 計		1,122	154

(注) 単位未満四捨五入のため内訳と累計は必ずしも一致しない。

局等のホームページに掲載した。

(4) 分譲型土地信託の導入

平成14年度には、現状のままでの売却が難しい未利用国有地について、分筆、造成工事、ライフライン整備、あるいは隣接民有地との交換分合等により付加価値を高めて分譲する分譲型土地信託を導入した。なお、分譲型土地信託の実績は第42表のとおりである。

(5) 最低売却価格を公表した入札の導入

平成14年度には、国有地の入札に個人や中小企業の購入希望者が応募しやすい環境を整備することにより、入札参加者の拡大を促し、未利用国有地のさらなる売却促進を図るため、相続税物納不動産について、新たに最低売却価格を公表した入札制度を導入した。

(注) 本制度の導入により、平成6年度に導入した価格公示売却制度(小規模な物納財産について、予め価格を公示して応募者を募る制度)は廃止した。

(6) 未利用国有地等の売却を容易にするための交換制度の導入

平成18年度には、接面道路が建築基準法の基準に満たないものや不整形地等売りにくい国有地、借地契約の対象となっている国有地を売りにやすくするために、隣接地と国有地の一部を交換して進入路の確保や土地の整形化を行うこと、借地権と底地である国有地の一部を交換して国有地部分の借地権を消滅させるといった交換制度を導入した。

(7) 電子入札の導入

平成18年度には、応札者が自宅や事務所からインターネットを利用して入札できる電子入札を導入した。

第11 NTT, JT 株式の売却状況

1. NTT 株式

昭和59年12月、日本電信電話株式会社法(平成9年6月の法律改正により「日本電信電話株式会社等に関する法律」。以下「NTT法」。)が成立したことを受け、翌昭和60年4月、旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社(NTT)が発足した。

同時に、同社の発行済株式総数1,560万株(資本金7,800億円、額面5万円)のすべてが政府の保有となり、NTT法上、政府に3分の1以上の保有義務が課せられたため、全体の3分の1に当たる株式(520万株)については産業投資特別会計が保有している(株式分割の実施(1株を1.02株)により530万4千株となっている)。

残りの3分の2に当たる株式(1,040万株)については国債整理基金特別会計が保有し、売却益は国債償還財源に充てることとされた。

国債整理基金特別会計保有の株式については、昭和61年度、62年度に各195万株、63年度150万株、平成10年度、11年度、12年度に各100万株、14年度9万1,800株、15年度8万5,157株、16年度80万株、17年度112万3,043株を売却してきた結果、合計で1,050万株が売却済みとなり、同特別会計保有の株式はすべて売却が完了した(第43表参照)。

2. JT 株式

昭和59年8月、日本たばこ産業株式会社法(以下「JT法」。)が成立したことを受け、翌60年4月、旧日本専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社(JT)が発足し、同時に同社の発行済株式総数200万株(資本金1,000億円、額面5万円)のすべてが政府の保有となった。

JT株式については、JT法上、本則において政府に2分の1以上の保有義務が課せられており、全体の2分の1に当たる株式(100万株)については産業投資特別会計が保有している。

残りの2分の1に当たる株式については国債整理基金特別会計が保有していたが、平成6年度に39万4,276株を、また、平成8年度に27万2,390株を売却した。

平成14年4月には、JT法が一部改正され、JT株式の政府保有比率について当分の間3分の2以上とする規定(JT法附則第18条)が廃止されたことにより、国債整理基金特別会計保有の33万3,334株が売却可能となり、平成15年度に4万4,000株、16年度に28万9,334株を売却した結果、同特別会計保有の株式はすべて売却が完了した。

なお、平成18年4月の株式分割の実施によって、産業投資特別会計保有株式数は500万株となっている(第44表参照)。

